

甲南女子大学

大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・・・ P 7
3. 教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・ P 8
4. 教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・ P15
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・ P18
6. 施設・設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22
7. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係・・・・・・・・・・ P24
8. 入学者選抜の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26
9. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施・・ P27
10. 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29
11. 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30
12. 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P33
13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等・・・・・・・・・・ P34

1. 設置の趣旨及び必要性

1) 設置の理由と必要性

(1) 本学園の沿革と設置に至る経緯

学校法人甲南女子学園は、大正9（1920）年に甲南高等女学校を創立して以来、「まことの人間をつくる」を建学の精神とし、「清く 正しく 優しく 強く」を校訓として掲げると共に、「全人教育、個性尊重、自学創造」の教育方針を持ち、豊かな人間性を育みつつ、個性に応じた才能を伸ばす教育を実践してきた。実社会で役立つ知識を身につけるだけでなく、人間性を磨く教育にも力を注いできたことは、卒業生の社会的な評価にも結びついている。近年、グローバル化の進行やインターネットを通じた情報社会の進展など、我が国及び世界の社会構造は急速かつ大きく変化している。とりわけ日本においては、世界に例を見ない少子高齢化が近年加速しており、労働力人口が減少する中、政府が牽引する「ニッポン一億総活躍プラン」や「女性活躍推進法」など、今まで以上に社会で活躍できる女性の育成が期待されるようになった。

本学園ではこうした社会の要請に対応し、広く社会で、そして世界で活躍できる女性の育成を推進するために、大学では新たな学部の新設や学科の改編、国際性や社会貢献を重視するカリキュラムの導入など学園全体で次代を見据えた改革を推し進めてきた。このような本学の歩みは、女性の自立、社会貢献、国際貢献を目指し本学が標榜する「建学の理念を基盤に、品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する」という「大学の使命」に基づいている。

学校法人甲南女子学園が設置する甲南女子大学は、阪神間を代表する女子高等教育機関として50年以上の実績を有し、これまで社会的に有為な人材を数多く輩出してきた。また、我が国の世界に類を見ない少子高齢化による社会構造の変化に柔軟に対応するため、他大学に先駆けて専門的な資格を有する人材の養成を念頭に、平成19（2007）年4月に高度医療への豊かなケアマインドを兼ね備えた質の高い医療専門職者の養成を目的として看護リハビリテーション学部（看護学科・理学療法学科）を開設した。本看護学科は他職種連携授業、国際化についても積極的に取り組んでおり、看護専門職者としての実践力を備えた卒業生が、医療及び保健福祉の分野で看護師、保健師、助産師、養護教諭として地域社会で活躍している。

その後、平成24（2012）年4月には、学士課程で培った基礎教育の内容を基に、看護を支える哲学的基盤を踏まえ、看護実践に根ざした看護教育・研究の推進及び看護実践の質的向上につながる質の高い教育・研究者や指導者、特定の専門看護分野で活躍できる専門看護師等の専門職業人の養成を目的として、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程を開設した。本修士課程の専門看護師教育課程は、がん看護分野、老年看護分野の2つの分野において認定を受け、修了後に臨床現場で活躍できる専門看護師の育成も行っている。具体的には平成29（2017）年3月に至るまで、20名の修士課程修了生を

輩出し、そのうち3名が専門看護師の認定を受け、修了生は看護師、大学教員等として社会で活躍している。また、修了生20名のうち5名は修了後も本学研究科研修員として更なる研究を続けており、いずれは本学博士後期課程で学ぶことを希望している。博士後期課程が開設されることで、修士課程で培ってきた研究内容をさらに発展、深化させていくことができることから、本学が博士後期課程を開設することについて期待を寄せられている。

(2) 社会環境から見た設置の必要性

我が国の保健・医療・福祉をとりまく環境は、社会や経済の変化と同じく、日々複雑に変化すると同時に、多様化かつグローバル化している。そのような変化の時代にあつて、保健医療体制は国民の健康生活が依って立つ基盤であり、その制度と従事者に対する社会からの要請はひとときわ大きくなっている。保健医療体制を支える看護専門職への期待と役割はより大きくかつ高度になっており、看護学の研究による保健医療の質の絶え間ない改善と向上や、指導的な役割を担う看護管理者や地域保健の担い手の養成、新たな看護職を養成する大学等の看護教育者の養成とその能力の研磨は、看護系大学に課せられた社会的使命と言える。

グローバル化と同時に、超高齢化社会の進展とその対応も、我が国が直面する現実である。社会保障・人口問題研究所の推計（「日本の将来推計人口 平成24（2012）年1月推計」）では、平成37（2025）年の65歳以上高齢者の人口比割合は30.3%、平成67（2055）年の同割合は39.4%と推計されており、高齢者人口とその比率の増加に伴う様々な社会的課題への対応が求められている。高齢化社会にあつて、地域で暮らす人々の健康、保健医療に対する関心は高まっている。在宅医療の進展もあり、各人が保健医療や健康問題についての情報を収集し、その知識を日々の生活の中に取り入れている現状もあり、これらの状況に対応し、その課題を解決できる看護専門職のニーズも大きくなっている。そのためには、保健医療や看護についての多様な理論、方法論に関する知識とそれらを活用していく応用力が求められる。変化の激しい社会の諸問題に対応できる、課題解決力をもった看護教育者・研究者に到達するためには、自らの専門分野に関する深い見識と研究能力を持つと同時に、専門領域を横断した他の分野に対しても理解を深め、視点を広げ、柔軟な対応力を身につけることが求められる。

一方で「新時代の大学院教育」（中央教育審議会 平成17（2005）年9月）で記された通り、グローバル化が進展する社会にあつては、国境を越えた教育や研究の展開、学生や教員の国際的な流動性が一層高まっており、国際的な大学、大学院間の競争、協調、協力も大いに進展している。様々な分野で国際的に活躍できる人材を、我が国の大学院で養成することが社会全体から期待されており、国際的な通用性と信頼性を兼ね備えた、質の高い大学院教育が求められている。

このような状況から、本学においては、今後は、博士後期課程を設置することで、学

部から博士後期課程に至る一連の教育・研究のプロセスを構築し、卓越した看護教育者・研究者を育成し、看護学の研究の発展と看護教員、看護教育の質向上に取り組み、広く社会に貢献することを目指していく。

(3) 地域の保健医療ニーズからみた設置の必要性

我が国においては、少子高齢化社会の進展により人口構成、疾病構造が変化の中で、医療技術の進歩により疾病治療の構造も複雑化・高度化しており、このような社会環境の中で、人々の健康意識やライフスタイルも多様化し、健康問題や健康ニーズも変化していることから、政府としても患者の入院期間を短縮し、在宅で医療を継続する方向に移行していく方向性が示されている。その一方で、健康格差を是正し、ソーシャルキャピタルの考え方にに基づき地域全体の健康レベルを上げるため、健康な人の健康維持・健康増進も、官民を挙げて推進されている。このような考えに基づき、政府及び厚生労働省では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」を推進している。地域包括ケアシステムでは、平成37(2025)年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を目指している。地域包括ケアシステムでは、専門職として、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」の3領域が設定されており、看護職者は、その中の「看護」「保健・予防」を担当する、システムの基幹的な役割を担っている。今後も高齢化していく地域社会の中で、地域の保健医療ニーズに応える看護師、保健師等の看護職者の役割は非常に大きく、多職種との連携、在宅の現場における高度な判断能力や管理能力が益々求められている。

このように国全体で健康に関する方向性を変えていこうとする中、保健・医療・福祉分野の中で重要な役割を担う看護分野においては、環境の変化に柔軟に対応できる教育者・研究者の育成が必要であり、そのための看護教育の高度化は大きな社会的ニーズとなっている。また治療・ケアの現場での複雑化するサービス提供にあたっては、多職種が連携し一体的なサービスを提供することが求められており、特にケアを提供する看護職においては、専門分野に関する見識と研究力を持つと同時に、他の専門分野への理解を深め、高度な教育力、看護管理能力、国際性等に関する学修も必要となっており、その学修成果を広く地域社会へ還元することが求められている。また高度専門職業人として、組織の中で高度な課題解決力を発揮し、健康問題発生予防の視点やグローバルな視点で問題・課題解決を図る能力を備えた人材が求められている。本学が開設する博士後期課程は、その教育研究と人材養成を通じて、このような地域社会のニーズに応えるものであり、保健医療の領域において地域社会に貢献していくことを目指す。

(4) 看護教育者の育成の必要性

前述した社会からの要請もあり、平成 27 (2015) 年 4 月時点で全国の看護系大学数は 249 校にのぼり、平成 4 (1992) 年の 11 校に対し約 23 倍となっており、そのうち 149 校が修士課程を有し、75 校が博士後期課程を有している。本学が位置する兵庫県下においても看護系大学が増加し、平成 28 (2016) 年 4 月時点で、15 校が看護系学部を開設している。その一方で、本学が位置する兵庫県、近隣の大阪府、京都府を含めた近畿地区の私立の看護系大学においては、博士後期課程まで開設している大学院は、平成 28 (2016) 年度時点で 2 校 (京都府、大阪府) のみであり、十分に整備されているとは言えない状況にある。

上述のように、短期間で多くの看護系大学・大学院が開設されたことに起因する看護教員の不足は、現在大きな問題となっており、十分な教育とトレーニングを受けた看護教員を看護学の各領域・分野に配置することが困難な状況が全国的に生じている。このような状況を改善するため、看護教員・看護教育の質を担保するために博士後期課程を整備し、看護学の高等教育に携わることのできる人材を養成する環境を作ることが社会的な急務と考えられる。そのため本学は、大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程を開設し、卓越した教育研究能力を身につけた看護教育者・研究者を養成し、看護学の発展と看護教員とその教育研究の質の向上に取り組み、看護界のみならず広く地域社会に貢献していきたいと考えている。

政府や所轄省庁においても、上記のような現状をふまえ、様々な提言や報告が発表されている。具体的には、平成 23 (2011) 年 3 月に出された「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」では、「看護系の博士課程は前期後期一貫の課程が少なく、教員の不足やすでに一定の職業経験を有する学生が多い等の背景から、他の学問分野と若干異なる特徴を有する。博士課程教育の充実方策は今後の検討課題であり、教育者、研究者養成及び看護学の学術発展の観点から、博士課程 (博士後期課程) の充実は極めて重要である」と述べられている。また、平成 27 (2015) 年 9 月に中央教育審議会大学分科会で示された「未来を牽引する大学院教育改革」では、体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証の中で将来の大学院教員の教育能力を養成するシステムの構築を挙げている。こちらでも看護系大学が急激に増加したことによる教員不足や、博士課程に在職しながら教育に携わる教員が他分野に比し多い現状の中で、高度専門職業人養成だけでなく研究者・教育者養成を充実させることが喫緊の課題であるとしている。さらに、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」では、大学院教育の基本的な考えを前提として、「看護系大学院における人材養成においては看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や保健、医療、福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成をめざす」としている。このように国から発表されている報告書や答申においても、看護系博士後期課程の開設は重要課題の一つであり、早

急に充実させ、整備を行う必要があると述べられている。

上記に述べた通り、本学の看護学における学術的基盤や地域社会での貢献、我が国の社会を取り巻く環境の変化、国としての方向性や看護教育の現状等を勘案し、本学の看護学研究科博士後期課程においては、大学における看護教育及び教員の質向上に貢献する人材育成を図るとともに、グローバルな視点に基づいた柔軟な発想力、研究能力を備えた教育・研究者を育成する。また先駆的な教育研究開発が進められる人材を育成し、看護学教育、研究において社会に貢献することを、本学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程の設置の目的とする。

2) 教育理念・目的

本学が既に設置している大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程（現：修士課程）では、生命や人権の尊厳を深く理解し、看護ケアを支える哲学的基盤を持って、対象となる人々の生活の質の向上について探究し、豊かな人間性と倫理観を兼ね備えた質の高い自律（自立）した教育・研究者ならびに高度な看護実践職者の育成を、教育理念としている。

博士後期課程においては、この理念を踏まえ、人間への理解を深め人格陶冶を図るとともに、豊かな専門的学識に裏付けられた高度な教育能力・研究能力を培うことで、指導的立場に立って高等教育機関での看護学教育の質向上に貢献できる看護教育者、及び先駆的な看護学の教育開発や研究の推進に寄与できる看護研究者、看護管理者を養成する。また、教育・研究・看護実践の場において、グローバルな視点と科学的根拠をもって課題を探究し、柔軟な思考力と洞察力により自律（自立）的に課題を解決することができる人材を養成する。これらの人材を社会に輩出することで保健・医療分野における看護学の発展・改革に貢献し、看護系大学院としての責務を果たすことを目的とする。上記の教育理念と目的より、本課程において中心的な研究対象となる学問分野は、看護学とする。

（資料1「教育理念の概念図」）

3) 人材養成の目標

博士後期課程においては、その教育理念・目的に基づき以下の人材を養成する。本課程が養成する人材は、「新時代の大学院教育」（平成17（2005）年9月 中央教育審議会答申）が提唱するところの、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」の機能を担うものである。

(養成する人材)

1. ヒューマンケアの基本である哲学的思考と豊かな学識を兼ね備えた看護系大学教員の教育・研究の質向上に貢献できる人材
2. 看護学教育・研究の学問的体系を理論的に構築し教育研究開発が進められる人材
3. グローバルな視点と科学的根拠を基に看護教育・研究・臨床の場において高度な課題解決能力を有する人材

4) 学位授与の方針 (ディプロマポリシー)

上記の教育理念、教育目的、人材養成の目標を達成するため、本課程では、学位授与の方針 (ディプロマポリシー) を次のように定め、以下の能力を修得した学生に対し学位を授与する。本課程の教育課程は、下記のディプロマポリシーを実現するため、より高度な研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ課程とし、研究者として自立して研究活動を行い、高度の専門性が求められる看護、保健医療の分野で活躍しうる高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

[学位授与の方針 (ディプロマポリシー)]

1. 高度な知の統合能力を修得し、質的・量的研究において幅広い視野と深い学識を基盤として、国際的に通用する自立した研究者、教育者として必要な独創的で卓越した看護学の研究能力を身につけている。
2. 広範囲に及ぶ国内外の文献のレビューを通して、看護学における先駆的な研究課題を見いだすとともに、その課題解決のための高度な研究方法を駆使できる能力、高度な看護理論の活用能力、ヒューマンケアの基本となる哲学的思考を基盤とした看護実践モデルの構築能力を身につけている。
3. グローバルかつ多文化共生の視点から科学的根拠を基に、国内外の看護・保健医療・がん看護をはじめとする健康問題の課題解決のための諸理論を構築するとともにその解決の方策を推進し、社会的な保健医療の課題解決に貢献できる能力を身につけている。

5) 養成する人材の必要性と修了後の進路及び人材需要の見通し

博士後期課程の入学定員は3名 (男女共学) に設定する。既設の修士課程 (入学定員5名) を修了した者のうち5名が博士後期課程への進学を希望していることや、学生に対する十分な研究指導体制を考慮した場合、妥当性のある適切な設定であると言える。

修了後の進路については、看護系大学教員、研究者、医療機関等における看護管理者を想定しているが、看護系大学教員において、近年慢性的に人材の供給が不足している

のは周知の事実であり、多くの看護系大学が看護教員の確保に多大の労力をかけている。また近年、病院等医療機関の管理職となる看護職者においては、高度に専門的な知識、学識、能力が必要とされることから、修士学位及び博士学位の取得が望ましいとされる傾向も増してきており、看護系博士後期課程への社会的ニーズが高まっている。

詳細は「学生の確保の見通し等を記載した書類」にて記載しているが、本学は、博士後期課程の修了生の活躍が期待できる兵庫県・大阪府を中心とした近隣の医療機関 87 施設、看護系大学等 45 校の合計 132 カ所の事業所を対象として、平成 28 (2016) 年 10 月～11 月に「設置構想についての採用意向アンケート調査」を実施し、本課程で養成する人材についての社会的人材需要を測定した。回答が得られた 42 事業所のうち、本学の博士後期課程が養成する人材について、8 事業所 (19%) が「とても必要だと思う」と回答、29 事業所 (69.0%) が「必要だと思う」と回答しており、回答事業所の実に 88% が、「本学の博士後期課程において養成する人材はこれからの社会にとって必要である」と認識している。また、本学の博士後期課程の修了生について、9 事業所 (21.4%) で「採用したい」、10 事業所 (23.8%) で「採用を検討したい」との回答を得た。「採用したい」の回答事業所からは合計 13 名、「採用を検討したい」の回答事業所からは合計 11 名の採用希望人数が得られ、合計 24 名の採用希望人数をアンケート調査の回答として得た。本課程は入学定員 3 名を予定していることから、修了後の社会的人材需要(就職)については、十分な人材需要を示す回答結果が得られたと言える。

また本学の博士後期課程の志願者・入学者としては、兵庫県・大阪府を中心とした近畿地区における病院勤務の修士学位を持つ看護職者並びに大学等に勤務する看護教員等が見込まれるが、アンケート調査の結果、入学定員 3 名の入学者についても、十分に確保できることも示された(調査結果の詳細は「学生の確保の見通し等を記載した書類」にて記載)。上記の結果から、本課程への入学ニーズと、修了後の看護系大学における教育者及び研究者、病院等の医療機関における高度な看護管理者としての人材ニーズは、ともに安定して見込まれており、本課程における人材養成は、社会的ニーズに適合していると言える。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学は平成 19 (2007) 年に看護リハビリテーション学部看護学科を開設し、同学科を基盤として平成 24 (2012) 年に看護学研究科修士課程(入学定員 5 名)を設置した。既設の看護学研究科修士課程では開設時より 20 名の修了者を輩出しており、本研究科において人材養成の実績を蓄積している。この教育研究の実績を基盤として、今回博士後期課程を設置する。入学定員は 3 名とし、広く優秀な学生を受け入れるため、男女共学とする。

本課程の設置に合わせ、既存の修士課程を博士前期課程に名称変更し、前期・後期区

分制の博士課程とする。本研究科及び本課程は、看護学を中心とした教育研究を推進する教育課程であるため、本研究科、専攻の名称及び学位の名称は以下の通りとする。また、英訳名称についても、国際的な通用性に留意し、以下とする。

(1) 研究科の名称：看護学研究科

英訳名称：Graduate School of Nursing

(2) 専攻の名称：看護学専攻 博士後期課程

英訳名称：Doctor's Course of Nursing

(3) 学位の名称：博士（看護学）

英訳名称：Doctor of Philosophy in Nursing

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

1) 教育課程の編成方針

大学院博士後期課程では、研究者として自立して研究活動を行うに足る高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う教育課程が求められる。本課程では、上述した教育目的、人材養成の目標を実現するため、以下を教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）として定め、教育課程を構築する。本課程においては、「新時代の大学院教育」（平成 17（2005）年 9 月 中央教育審議会答申）を踏まえ、学位授与の方針と教育課程の編成方針を明確に定め、教育研究の目標に対する体系的で適切な教育課程を編成する。

[教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）]

1. 本課程の教育課程は、その教育目標を達成するため、博士後期課程での基盤的な能力を養う「共通科目」、各専門分野に対応し講義を含めた演習を行う「専門科目」、学位論文の研究指導を行う「特別研究」の3つの科目群により構成する。
2. 教育研究の専門分野は、「看護教育管理学分野」、「がん看護学分野」、「広域看護学分野」の3分野で構成する。
3. 博士後期課程の基盤となる共通科目として、「多文化共生看護論」、「看護教育哲学」、「看護学研究方法論」を配置し、それぞれ（1）多文化共生の視点から看護職として取り組むべき看護学の教育・研究・実践方法を開発する能力、（2）看護実践に根ざした看護事象を、哲学的基盤を踏まえて深く探究し学問的に追究できる能力、（3）看護研究の方法を深く学び諸科学の理論と実践とのつながりを解明していくと共に、先駆的な研究課題に取り組み看護学教育に還元できる能力、特にシステム

ティックレビューのプロセスを通じて国際的に通用する知の統合能力を修得し、質的・量的研究において各自の研究課題解決に必要な高度な研究能力を養う。

4. 専門科目として、各専門分野に対応した「看護教育管理学特講演習」、「がん看護学特講演習」、「広域看護学特講演習」を配置し、それぞれの専門分野に応じて（１）看護教育学・看護管理学における国内外の諸理論をグローバルな視点から概観し、その研究課題を見だし深化させる能力、（２）国内外のがんと医療の現状についてグローバルな視点から広く把握し、がん看護の実践・教育・研究において必要な理論を構築し、がん看護の向上に貢献できる能力、（３）国内外の保健・医療・看護の現状を理解・分析し、地域で生活するあらゆる健康レベルの人々への健康支援、疾病予防および健康課題を解決するための方策を検討し、健康問題を抱え地域で暮らしつつ療養する人々への効果的なケアの開発および地域全体のケアシステムの構築に貢献できる能力を養う。
5. 学位論文の研究指導のための特別研究科目を配置し、研究計画に基づく一連の自律的な研究過程を通じ、自立して高度な研究活動を行うことで、幅広い視野と深い学識を基盤とした、国際的に通用する独創的で卓越した研究能力を養う。

2) 教育課程の編成の考え方

(1) 専門分野の設定

既設課程である本学博士前期課程（現修士課程）は、高度専門職業人の育成、研究者・教育者の育成をはかるため、「看護実践学」「女性健康看護学」「がん看護学」「老年看護学」「地域看護学」の5分野で構成されている。

博士後期課程では、グローバル化し複雑化する社会の変動と共に急速に変化、深化しつつある看護学の教育研究および臨床看護の質の向上に向けて、看護学に関する深遠な知識と高度な研究能力を身に付けた教育者、研究者、管理者の育成を目指す。そのためには、看護実践に根ざした看護学研究を推進し、専門看護分野で活躍できる能力を培う教育課程の編成が必要になる。以上から、博士後期課程では、博士前期課程（現修士課程）を踏まえて、発展的かつ重点的に「看護教育管理学」「がん看護学」「広域看護学」の3分野として専門分野を構成した。

（資料2「博士後期課程のカリキュラム構造図」）

（資料3「看護リハビリテーション学部看護学科・博士前期課程との関係図」）

(2) 専門分野の特色

本課程が専門分野として設定する看護教育管理学、がん看護学、広域看護学の3分野の特色は以下である。

看護教育管理学分野では、看護学を実践学的に捉え直し、看護学教育および臨床看護の現場で生起する事象から実践知を明らかにしていくための研究方法論の開発を志向し、それをもとに実践的な視点から看護実践能力を育むための看護学教育・看護管理学のモデル構築を目指す。

がん看護学分野では、国内外のがんと医療の現状について、グローバルな視点から研究動向も含めて広く把握し、探究すべき看護上の課題を明らかにして、がん予防・トータルケア・サバイバーシップに至る一連の過程において、看護実践・教育・研究において必要な理論を構築し、対象者へ応用展開する方法について探究する。

広域看護学分野では、地域で生活するあらゆる健康レベルの人々への健康支援、疾病予防および健康課題を解決するための方策を検討するとともに、健康問題を抱え地域で暮らし療養する人々への効果的なケアの開発および地域全体のケアシステム構築について探究する。また海外での健康課題解決の現状や方策等についても、国内外の文献をグローバルな視点から検討し、各自の研究課題を明確にするとともに、その課題解決について探究する。

(3) 教育課程の編成体系

博士後期課程では、博士前期課程(現修士課程)における教育・研究をもとに、看護実践を基盤とする看護学について科学的に解釈・分析し、新たなエビデンスをもとに看護の学問的構築を目指す研究的視点を持った、看護教育者・看護研究者・看護管理者を育成するための教育課程を編成した。

教育課程は、共通科目と専門科目、特別研究が統合的かつ協働的に連繋できるよう配置した。共通科目は、必修1科目、選択2科目の計3科目、専門科目は、各分野における特別講義を含んだ演習として「特講演習」科目(3科目)を用意し、自律した研究能力をさらに高めるための「特別研究」科目で構成されている。それぞれの科目では、看護学研究を志向していく看護教育者、臨床現場における管理者・指導者の育成が底流をなすものであり、教育課程に配置した全科目において意図的に教授していくものである。

教育課程の内容を具体的に示すと、看護実践を基盤にした看護学研究方法の開発や、実践的知見に基づく看護学のモデル構築を目指すためには、学問的特徴の明確化が存立基盤となることから、看護学を学問的に捉え直すための哲学的観方や方法論的把持、また教育者として人を育てる際に核となる「教える一学ぶ」という根源的立場について「看護教育哲学」において探究する。看護研究の実践についての方法論の開発や、介入研究による新たなエビデンスの創造、モデルおよび理論構築に向けた方法論の開発を中核にした内容は「看護学研究方法論」で教授していく。また看護研究は、人と人とが関わる個別的具体的な営みを基本単位としながら、その観点は文化、社会、生活、健康、価値観など従来の看護領域を越境しグローバルに捉える次元、あるいはこれまでの認識を根底から見直していく基盤的思考の転換が求められる。そのため「多文化共生看護論」で

は、グローバル社会における看護保健医療の諸問題について、様々なデータベースを用いて国際比較・分析し、独創的かつ国際的に普遍性のある研究課題を提案するための視点を得ることを目指し、グローバルな視点を持って取り組むべき健康問題について、資料収集・分析方法・研究方法の在り方について議論し、看護職として取り組むべき看護学の教育・研究・実践方法を開発する能力を修得する。

専門科目の「特講演習科目」（看護教育管理学、がん看護学、広域看護学の各分野の3科目）では、専攻分野における実践的な特徴と課題を科学的に分析し、課題研究と研究的意義について検討する。特講演習と同時に履修する「特別研究」では、研究デザインの十分なる検討を重ねたうえでの方法論的構築および研究遂行過程を経て、博士論文の完成に至るよう指導する。

本課程の教育目標を達成するためには、学びの有機的連関を活性化させ、看護実践における教育と研究の融合を常に自覚できるよう、組織的・個別的な教授を行っていくことが求められる。それは、看護における高度な専門性と学際性、国際性を踏まえた均衡感覚の態度を身につけることにも繋がっていく。人々の健康観、価値観は多様化し、それに付随して生活者像も一様に捉えることはますます困難になっている。そのため、人々への多彩な看護のアプローチが、今後さらに求められていく。これらのニーズに先見的に呼応していくためには、先行研究の援用もさることながら、教員の専門性を活かした研究能力、成果を教育的に連携、活用することが重要である。大学院教育の現場で、教員が有する専門分野における研究的・教育的力量を組織的に活かすことで、相乗効果が生成され、それらが学生と教員の知的な交流へと反映されることが、高度な能力を持った看護研究者、看護教育者、看護管理者を育成するための学修体制の強化に繋がる。

3) 教育課程の編成の特色

(1) 共通科目

共通科目は、講義科目として3科目（各2単位）を配置し、必修1科目（2単位）を含む4単位以上を修得する。

「多文化共生看護論」（2単位・選択・1年次前期）は、多文化共生に関する概念・理論と世界の医療保健・看護の動向および諸外国の教育および医療政策をグローバルな視点から比較分析し、医療・保健・福祉・看護上の課題を考察し、その解決策について探究する。多文化共生の視点が必要とされている医療保健・健康問題とその研究分析を通じて、看護職として取り組むべき看護学の教育・研究・実践方法を開発する能力を修得する。

「看護教育哲学」（2単位・選択・1年次前期）は、教育をめぐる具体的な諸言説を取り上げ、これらを構成する概念、論理構造、前提を解明する。臨床看護の現場において生起するあらゆる教育実践について、哲学的基盤のもとその成り立ちについて探究する。それにあたっては、教育の諸理論および教育の諸問題を哲学的に考察することを通して、

教育現象に対する深い洞察力を培っていく。これらの哲学的考察のもと、看護における教育実践を解明していくことは、看護学生と看護教員、病む人と看護者、看護者と教育的役割を担う看護者といった教育関係の理解、および方法的示唆へと連関する。以上を通して、これまで見えなかった看護教育実践の内実を浮き彫りにするための哲学的思考と方法論について学ぶ。

「看護学研究方法論」(2単位・必修・1年次通年)は、複雑で多面的な看護現象を探究する高度な研究方法について科学哲学の観点から理解するとともに課題解決に向けて必要な一連の研究方法を修得する。具体的にはシステマティックレビューのプロセスを修得し国際的に通用する研究の基盤を構築する。また質的研究、量的研究の研究方法において理解を深め、各自の研究課題解決に必要な研究方法について考究する。

(2) 専門科目

専門科目は、演習科目(一部に講義の要素を含む)とする。看護教育管理学、がん看護学、広域看護学の3つの専攻分野において「看護教育管理学特講演習」「がん看護学特講演習」「広域看護学特講演習」の3科目(各2単位)を選択科目として配置する。専門科目は、特講・演習により各分野の看護の学問的課題の整理と、看護における中範囲理論の学問的基盤の検討、および方法論的検討を行い、「特別研究」(12単位)と連動させる。

「看護教育管理学特講演習」(2単位・必修・1年次通年)では、国内外の看護教育学・看護管理学における諸理論を概観し、教育学的・管理学的課題を明確にする。その背景や、発生に影響を及ぼしている要因を明らかにし、構造化することで、看護教育学・看護管理学領域における研究の課題と解決策を含めた方向性について探究する。さらに、高度な実践に着目し、それを明らかにするための研究方法論の開発や、モデル・理論構築の方法論について批判的思考、創造的思考のもとに探究する。以上を通して、看護教育、看護管理における研究的課題について検討し、博士の学位を有する看護職がもつべき役割と責任について考察し、推進すべき研究方法を見出すことを目指していく。

「がん看護学特講演習」(2単位・必修・1年次通年)では国内外のがんと医療の現状について、グローバルな視点から研究動向も含めて広く把握し、博士論文で探究するべき看護上の問題点を明らかにする。がん予防・トータルケア・サバイバーシップに至る一連の過程において、看護実践・教育・研究において必要な理論を構築し、対象者へ応用展開する方法を修得する。また、がん看護の質向上を目指し、ケア提供モデル開発および専門職の人材育成に貢献するための看護教育の在り方について探究する。

「広域看護学特講演習」(2単位・必修・1年次通年)では、広域看護学が包括する地域看護学、老年看護学、女性健康看護学、国際保健学、精神看護学における国内外の健康課題を文献検討・分析し、幅広い視点で課題解決方法を考察する。グローバル化が進む保健医療・看護の現状を概観し、地域で生活するあらゆる健康レベルの人々への健康

支援、疾病予防および健康課題を解決するための方策を検討するとともに、健康問題を抱え地域で暮らしつつ療養する人々への効果的なケアの開発および地域全体のケアシステム構築について探究し、これらの学びを大学での看護学教育に生かす方策を考究する。また海外での健康課題解決の現状や方策等も含め国内外の文献をグローバルな視点から検討し、各自の研究課題を明確にするとともに、課題解決のための理論や研究方法について修得する。具体的には、高齢化社会における人口統計学と医療ニーズの分析、高齢者や認知症患者への支援やケアシステム、ウィメンズヘルスと女性の健康生活支援、子どもを産む女性と家族形成の健康支援、国際的な母子保健や難民保健医療、精神障害者の地域移行推進と地域生活支援、胎児期から更年期までの各ライフステージの発達課題と母子相互作用、慢性の病における人々の生活への省察、個人から地域の健康レベルの向上を目指す公衆衛生看護等について、オムニバス形式で考究を行う。「広域看護学特講演習」では、9名の担当教員により計30回の授業を計画しており、それぞれの回の多様な専門分野の授業が、上記の科目の目標と関連している。広域看護学特講演習のオムニバスの各回は、博士後期課程水準での広域看護学を修得する上で、多様で複層的な各部分を構成しており、かつ科目全体の目標と密接に関連しており、オムニバス方式でなければ修得が難しい多様かつ専門的で深い学修も可能になると考えている。また9名の科目担当者は、科目責任者の教授の統括のもと、科目全体の進行と授業内容について、綿密に事前の情報共有と授業内容の調整を行うことで、30回の授業全体の一貫性と目標達成効果を担保する予定である。

(3) 特別研究

「特別研究」では、各自の研究テーマと研究デザインに沿い、博士論文完成に向けて自律的に研究計画を推進する能力を獲得する。個々の研究テーマに応じて研究方法を選択した後、学術性の高い研究計画を立案し、研究計画書に基づいて研究活動を展開し、学位論文を作成する。研究活動によって得られたデータを分析し、独創性と学術性を備えた研究論文としてまとめ、審査と発表を経て博士後期課程の学位論文を完成させる。特別研究の研究過程において自律的に研究活動を行うことで、修了後に就く専門職として必要な研究能力をさらに高めて修得する。

先行研究は、最新の知見が明確になるよう国内外の論文を十分に批評し、研究の意義や目的を明確にする。研究における倫理的な検討を十分に行うと共に、学生にはより高度な研究者としての倫理観が求められる。そのため、研究計画の洗練と研究者としての態度の育成を含めた教育の連動を意図し、さらにその契機として中間報告会を設けることとした。中間報告会は「特別研究」の経過地点で行われるものであり、研究の背景、目的、意義、方法が統合的に一貫しているかを確認する。また、研究方法における倫理的な十分な推考を重ねることで、研究者としての倫理的態度を培う。

中間報告会の後に、本学における研究倫理審査会の承認を経て、研究計画に基づき実

施段階へと進んでいく。フィールドにおけるデータ収集、分析過程を経て、新たな知の構築を目指して研究論文を作成する。

その後、論文審査ならびに博士論文公開発表会を経て、博士論文を完成させていく。これらの過程を通して、学生は自律的に研究を計画、実施、評価する研究遂行能力を獲得する。さらに、研究のフィールドにおける研究参加者、協力者との関わりにおいて、研究者としての自己の在り方を問われるなど、これまでの看護教育者・管理者・実践者として省察する機会を得る。これらの経験は、専攻分野における研究者として自立して研究活動を行うことのできる高い研究能力とその基礎となる豊かな学識を有する看護教育者・管理者・研究者、および看護実践の指導者としてさらに成長していく礎となる。

また、「特別研究」科目では、教育研究の質を担保するため、実際の授業は以下のよう

(教育の質の保証)

本科目は、3年間（6学期）90回（12単位）という長期間にわたる授業科目であることから、教育の質の保証には細心の注意を払い運用を行う。具体的には、担当教員は毎学期（15回）ごとのスケジュールをシラバスに準拠して綿密に構築し、学生に対し、使用テキスト、教材、各回の授業の進め方について具体的に開示した上で、授業の完全な実質化を遵守する。授業は演習形式で行い、学生による発表やプレゼンテーションとともに、教員も含めたディスカッションや意見交換を多用する。また3年間の中での進捗状況を学生、指導教員および副指導教員がともに正確に共有するため、各学期末には教育研究内容の総括的な授業をもうける。さらに、研究科委員会内にて教育内容についての情報を共有し把握することで、教育の質を担保する。以上に述べた授業教育の実質化の遵守、情報の開示、研究科内での情報共有の多面的な取り組みにより、「特別研究」科目における教育の質の保証を図る。

(学生の研究)

博士後期課程では、学生は自立した研究者として自律的に高度で独創的な研究を行うことが求められる。研究過程においては、研究テーマの決定、研究方法の選択、研究計画の策定、研究計画に基づいた研究活動、データの収集と分析、研究論文の執筆と、段階的に誤りのない計画とその結果を確実に蓄積していくことが重要であり、研究指導教員及び副研究指導教員は、指導する学生が着実にその過程を完了するように、段階的に細かくまた学術的には厳正に指導を行うことで、学生の研究内容を担保する。

(論文の質の維持)

博士後期課程の教育研究においては、学生の論文の質の向上が最重要の目標であり、その質においては学術的に厳格な態度が求められる。本課程においては、設置の趣旨等を記載した書類において別に記した通り、学位論文の作成過程、審査過程においては厳正かつ緻密な審査スケジュールを構築している。中間報告会後の研究倫理委員会の承認を受けることで、学位論文の倫理的側面も担保されている。また研究指導教員1名、

副指導教員2名が、主査と副査を兼ねないという制度により、学位論文の質は高い水準で担保される。

(学習時間の確保)

本課程は夜間および週末の授業の開講を行うことから、現職看護師や看護教員など社会人学生の入学も想定している。日中に勤務している社会人にとっては、勤務時間中は学習時間が確保できないため、学習時間の捻出と確保が重要課題である。本学では、夜間の自習室や教員研究室の開放、図書館の週末や夜間の開館を通して、学生の学習や研究を積極的に支援する。学生に対しては、授業のない曜日の夜間、本学の自習室等においての学習・研究を推奨し、学習時間の確保に向けた取り組みを行う。

(4) 配当年次

科目の配当年次は、共通科目である「多文化共生看護論」と「看護教育哲学」は1年次前期、「看護学研究方法論」は1年次通年に配当する。専門科目の各分野の「特講演習」(3科目)は、1年次通年に配当する。

「特別研究」は1年次から3年次まで3年間を通した通年の配当とする。「特別研究」では、博士論文の完成に向け、文献検討、研究課題の設定、研究デザイン、研究方法等の研究計画立案、データ収集、分析、考察という一連の論文作成を行う。これらは指導教員のもとに行うが、その中途地点で中間報告会を学内における公開報告・発表会とすることで、研究内容をさらに吟味・検討する場として位置づける。また「甲南女子大学研究倫理審査」においても、研究計画を精緻化し直し、研究論文の完成に向けてさらに検討を重ねていく機会とする。以上の過程を経て、主指導教員、副指導教員の複数教員による指導体制のもと、データ収集、分析、考察から博士論文の作成を行う。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

1) 教員組織の編成の考え方

本博士後期課程では、修士課程において修得した能力を基盤として、学問的、専門的により深く看護学を探究し看護学教育、研究に携わる人材の育成を主眼とする。教員組織編成においては、それぞれの専門領域に関する卓越した教育能力・研究能力・実践能力を有する専任教員を15名配置している。講義科目には複数の教授を配置し、担当教員の連携・協力の下でオムニバス形式・ゼミ形式によりそれぞれの担当教員が専門としている分野を教授できるように配慮した。15名の専任教員のうち、9名が看護リハビリテーション学部看護学科との併任であり、6名が大学院看護学研究科看護学専攻の専従である。

科目の担当は原則として専任教員を配置しているが、共通科目の2科目において、卓越した教育・研究実績を持つ教員2名を兼任講師として加えている。また専門科目につ

いては、各領域の研究を学生が自立して円滑に進められるよう特講演習・特別研究を一連の流れで教育できるよう教員の配置を行う。

各分野の研究指導、論文指導にあたる教員は、大学院博士前期課程・後期課程での教育歴、研究指導歴と研究業績が十分に蓄積された人材を登用している。看護教育管理学分野には2名、がん看護学分野には3名、広域看護学分野には10名の研究指導教員及び研究指導補助教員を配置している。

2) 教員の学位取得状況

研究指導にあたる専任教員15名のうち、13名が博士学位を取得している。残りの2名は、修士学位のみを所持しているが、そのうち1名は公立大学看護学部・大学院で長く教授職、研究科長職(2期4年)を務めた教員であり、博士後期課程での研究指導実績も十分にある(博士後期課程の研究指導において、5名を修了させている)ことから、本課程の専任教員として適切であると考えている。もう1名も、本学にて十分な教育研究業績をもった教員である。

3) 教員の年齢構成と職位

本課程の教員組織は15名の専任教員で構成し、専任教員は博士前期課程(現修士課程)も兼務する。本課程の専任教員の職位は、14名が教授、1名が准教授で構成している。開設時における年齢構成は50歳代が4名、60歳代が11名であり、平均年齢は62.0歳(完成年時の平均年齢は65.0歳)となっている。

本研究科修士課程の准教授及び現在学部教育のみを担当している若い世代の准教授及び講師においても、多くの教員が他の大学院の博士課程に在学し、それぞれの専門分野において研究者として実績を重ねている。それらの若い世代の教員が、完成年度以降、将来的に大学院教育・研究にも加わることで、開設する博士後期課程の教育・研究水準の維持と向上を図るとともに、本大学院全体の活性化と定年退職者の補充を図っていく。

本学の「甲南女子大学教員定年規程」において、教員の定年は65歳と定められているが、「授業その他の理由により必要と認められた場合には、特任教員として任用することができる」としている。その場合「甲南女子大学第1種特任教員・甲南女子大学第2種特任教員規程」において、70歳を定年と定めており、「甲南女子大学教育職員の任期制に関する規程」においても、70歳を再雇用延長の上限とし、雇い止めとしている。しかし、学部等の設置時の特例として、70歳を超えた者についても任用可能とする旨を明記し、または学年進行中に70歳に達する教員に対して適用することとしている。本研究科の教員組織も、これらの規程を踏まえた構成としている。

本課程の完成年次までに、上記の特任教員の定年規程(65歳)を超える教員は9名、そのうち雇用延長上限である70歳の定年規程を超える教員は2名おり、それぞれ教学経営会議で定年の延長を承認している。なお、上記の9名については、完成年度翌年度

である平成 33（2021）年度以降に、教育研究水準の維持向上を前提とした上で、後任の教員を補充し、教員組織を強化しつつ継続していく。具体的には、本学の看護学研究科博士前期課程（現修士課程）及び看護学科の専任教員を、研究業績を蓄積させ、大学院教員としての育成を図るとともに、必要に応じて他大学からの補充教員も受け入れる予定である。

具体的には、以下のような配置計画と教員組織の将来構想にて、教育研究の継続性を担保する。

（学年進行中の若手教員の配置構想）

教員配置の適正化を図るため、本学の大学院看護学研究科看護学専攻修士課程に在籍している教員 1、2 名を、本課程の学年進行中の 2 年次または 3 年次から、文部科学省 AC 教員審査を経た上で、新たに配置する予定である。これらの若手教員は、就任までに博士後期課程の研究指導にふさわしい十分な研究業績を積み上げるとともに、完成年度以降に定年退職予定である研究指導教員から、研究指導に関する有形無形の学識や知見の共有を受けそれを引き継ぐことで、完成年度以降の本課程の教育研究を継承していく役割を担っている。

（教員配置計画の将来構想）

完成年度以降も教育研究の継続性を担保するため、教員配置の将来構想について、以下のように計画する。本課程の完成年次である平成 32 年度末までに、本学特任教員の定年規程（65 歳）を超える教員は、専任教員 15 名中 9 名、そのうち雇用延長上限である 70 歳の定年規程を超える教員は 2 名いる（それぞれ教学経営会議で定年の延長を承認済み）。

定年退職の時期が決定している 2 名については、退職と同時に若手教員（採用時に 60 歳以下の教員を想定）を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る予定である。それ以外の 7 名については、完成年次の平成 32 年度末以降、3 年以内に全員が定年退職の予定であるが、遅くとも退職の段階で後任の若手教員を配置し、教育研究体制を維持しつつ、学生の不利益にならないように年齢構成の適正化を図る。教員の交代時には、退職する教員と新たに就任する教員との間に教育研究上の断絶が発生しないように、適切な対応措置を講じる。

本課程の完成年度（平成 32 年度）以降の教員採用計画は、以下である。

年次	定年退職者の予定	教員組織の将来計画
平成 32 年度末 (3 年次終了・本課程の完成時)	教授 2 名が定年退職予定	後任となる若手教員 2 名を補充する。
平成 33 年度末 (4 年次終了時)	教授 4 名が定年退職予定	後任となる若手教員 4 名を補充する。

平成 34 年度末 (5 年次終了時)	教授 2 名が定年退職予定	後任となる若手教員 2 名を補充する。
平成 35 年度末 (6 年次終了時)	教授 1 名が定年退職予定	後任となる若手教員 1 名を補充する。

(資料 4-1 「甲南女子大学教育職員の定年についての説明」)

(資料 4-2 「甲南女子大学教員定年規程」)

(資料 4-3 「甲南女子大学教育職員の任期制に関する規程」)

(資料 4-4 「甲南女子大学第 1 種特任教員・甲南女子大学第 2 種特任教員規程」)

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1) 教育方法

看護学専攻分野に関する高度な専門知識と能力の修得を専門科目（特講演習 3 科目、特別研究）で行うとともに、関連する専門的な知識の涵養を図るため共通科目（3 科目）を置くことにより、コースワークに基づく教育と専門分野の研究指導を行う。配当年次は、1 年次に共通科目と専門科目、1 年次から 3 年次を通して特別研究を配置する。本課程の開講科目は、原則として平日 6・7 時限目及び土曜日に開講する。

2) 履修指導

専攻分野ならびに履修科目の選択と指導は、以下のように進める。入学志願者は、入学選抜試験に際して専門分野の研究指導教員と事前面談を行い「看護教育管理学」「がん看護学」「広域看護学」のいずれかの分野を選択する。入学後、選択した分野の特別研究と、対応する特講演習科目を履修科目としたコースワークとする。入学時、当該研究科教務委員が履修ガイダンスを実施し、教育課程、履修方法、標準的な履修モデル（資料 6）、時間割（資料 7）、研究指導の進め方及びスケジュール（資料 5）について学生に説明する。学生は、現在の研究課題や修了後の進路を考慮に入れ、自ら履修計画を作成できるよう研究指導教員から個別に指導を受ける。学生 1 名につき、研究指導教員 1 名の他、副研究指導教員 2 名が指導にあたる。副指導教員は以下の役割を担う。

①副指導教員は、主指導教員と協力して、学生の研究指導または研究指導の補助を行う。

②副指導教員は、主指導教員とは別の視点から学生の研究計画、学位論文の作成に関して指導教員と学生に対し独立して意見を述べ、学生の研究と論文に客観性を付与する。

(資料 5 「修了までの指導プロセスとスケジュール表」)

(資料 6 「履修モデル」)

(資料 7-1 「時間割（全体）」)

3) 研究指導の進め方

(資料5「修了までの指導プロセスとスケジュール表」)

1. 研究指導教員の決定

受験希望者は、受験前にあらかじめ希望する分野の研究指導教員との面談により専攻分野の教育・研究内容の説明を受け、予定している研究課題と履修計画の確認を行う。研究指導教員は、専攻分野の教授（主指導教員）1名ならびに副指導教員2名の複数担当とし、その決定は学生の希望に基づき、入学後の研究科委員会において決定される。

2. 研究課題の設定と研究計画書の作成指導

研究指導教員は、1年次に履修する演習科目の中で、各学生が研究課題を決定し、研究デザイン、方法等、研究計画が立案・作成できるように指導する。研究計画立案後、研究倫理審査に向けて、研究指導教員が学生に対し倫理的配慮に関わる具体的な指導を事前に行う。

3. 研究計画報告会（研究計画審査）

1年次12月に研究計画審査申請を経て、1月に研究計画書の報告会を行い、研究指導教員から指導・助言を受ける機会を設け、修正を行うことで研究計画書の完成度を高める。承認を受けた研究計画書に関して、速やかに倫理的側面からの倫理審査を受ける。

4. 研究倫理委員会の審査

学生は1年次3月には申請書類を作成し、研究計画書とともに本学研究倫理委員会（必要時は本学利益相反委員会にも提出）に提出する。これらの審査を受けた後、必要に応じて研究を実施する施設での研究倫理審査を受ける。学生は、必要とされる倫理審査の結果を受け、研究計画書に沿った研究活動を展開する。

(資料10-1 「甲南女子大学研究倫理委員会規程」)

(資料10-2 「甲南女子大学研究倫理審査細則」)

5. 研究指導教員による定期的な指導

研究指導教員は、研究の遂行に関して特別研究において定期的に指導・助言を行う。

6. 中間報告会

2年次3月に中間報告会を開催し、研究指導教員により研究展開の確認を行う。

7. 博士論文作成と予備審査

学生は、3年次8月上旬に予備審査論文を研究科委員会委員長に提出する。研究科委員会で学位論文審査委員会を組織し、論文審査体制（主査・副査2名）を決定し、9月上旬に非公開で予備審査論文を審査する。審査委員は研究科委員会において選出された研究科所属の教員をもって構成され、この際、研究指導教員を審査委員会の構成員に選出することはできない。また、研究科委員会が必要と認めるときは、他の研究科等または国内の他の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。論文審査と発表により、論文の完成状況の確認を行い、最終論文提出に向けての指導・助言を行う。

主査、副査の選考方法は以下とする。主査及び副査は、研究指導教員と副研究指導教員の意見を聞いた上で、研究課題に近い専門分野の教員の中から、研究科委員会の合議にて決定する。研究指導教員、副研究指導教員を主査、副査を含めた審査委員会の構成員に選出することはできない。

8. 博士論文審査会および最終試験

学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設け、以下の方法により行う。

9. 博士論文審査の実施

3年次12月に博士論文の審査を本学学位規程（資料8）の定めるところにより実施する。博士論文審査は、審査委員会により行う。

（資料8「甲南女子大学学位規程」）

10. 最終試験

最終試験は、博士論文審査後に行う。試験方法は、研究指導教員が中心となり、博士論文を中心として、広くこれに関連した科目について口述試問を行う。研究科委員会は、審査委員会による審査結果及び研究指導教員による最終試験結果の報告に基づく審議を経て合否判定を行う。

11. 博士論文の審査期間

博士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了する。

12. 博士論文の公表方法

本学では学位規程第21条において「本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする」としている。

また、第 23 条において「博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする」と規定している。

(資料 8「甲南女子大学学位規程」)

13. 博士の学位判定 (3 年次 2 月)

審査委員会は、博士論文の審査及び発表会の確認が終了した後、成績を研究科委員会に提出する。研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき学位を授与できるかを判定する。博士の学位授与の認定には、研究科委員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする (本学学位規定第 19 条)。博士課程を修了するために必要な単位数は、18 単位以上とする。

14. 博士論文審査基準

論文審査の観点は、博士論文としての学術的価値、一貫性、完成度の確保が基本条件とされる。さらに独創性、新規性、有用性、体系性、実証性、論理性、論証性、普遍性、専門性、臨床への貢献度などの価値があり、その水準が優れていることとする。

15. 長期履修者の指導

本研究科の標準修業年限は 3 年であるが、職業を有している、または育児、長期介護等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、4 年で教育課程を修了する長期履修制度を設ける。履修に関しては、原則としての順序性を保ちつつ、学生の現状に沿った指導を行う。

16. 短期履修者の指導

本研究科の標準修業年限は 3 年であるが、本学学位規程第 11 条に「本大学院の後期 3 年の課程に 1 年以上在学した者は、博士の学位論文を作成し、提出することができる」とされている。短期履修者は、博士前期課程からの計画的な研究または本学大学院博士後期課程における研究生として研究活動が遂行できている者、あるいは優れた研究業績を上げた者とする。

4) 修了要件

本課程の修了要件は、共通科目 4 単位以上 (必修 2 単位を含む)、専門科目の選択科目から 2 単位、特別研究 12 単位 (必修) の合計 18 単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。

(資料 8「甲南女子大学学位規程」)

(資料 9-1「甲南女子大学大学院学位論文提出内規」)

(資料 9-2 「学位論文取扱内規」)

(資料 9-3 「甲南女子大学大学院看護学研究科研究指導内規」)

6. 施設・設備等の整備計画

1) 校地、運動場の整備計画

本学キャンパスは、神戸市東灘区に位置しており、大学までの総所要時間（スクールバスを利用した最短時間）は、JR大阪駅から30分、JR三ノ宮駅から20分と、兵庫県、大阪府を中心とした近畿地区において、一般の学生のみならず社会人の学生にとっても、通学の利便性が高い立地となっている。図書館、食堂、売店、書店、体育施設等を完備しており、大学院生も含めた全ての学生の利用が可能である。また、本学の校地面積は78,232㎡、校舎面積は55,701㎡、運動場面積は28,838㎡を有しており、いずれも大学設置基準を充足した面積である。平成17（2005）年4月からは大学敷地内を全面禁煙とし、教育研究にふさわしい環境整備に努めるとともに、美化・緑化にも継続的に取り組んでいる。また高い樹木の下や空地等にはテーブルやベンチを設置し、学生の休息や談話の場を提供している。今後も積極的に学生のための教学環境の整備と充実を図る予定である。

2) 校舎等施設の整備計画

本研究科ならびに本課程は、看護リハビリテーション学部の専用棟である1号館（7階建、校舎面積6,802㎡）を主な校舎として使用する。多くの専任教員が重複することから、教室、演習室、教員研究室、学生研究室等は、看護リハビリテーション学部との共用とする。1号館以外の共用校舎の講義室、演習室も使用するため、本課程が使用可能な教室については十分確保されている。

原則として全ての授業は平日の6限（18：00～19：30）と7限（19：40～21：10）、または土曜日の1限（09：00～10：30）から6限（18：00～19：30）に開講するため、教室等を共用する看護リハビリテーション学部の授業との間に支障はない。

本研究科の全ての専任教員に対して、研究室を備えている。また、本研究科及び看護リハビリテーション学部の専用棟である1号館内の2教室、さらに1号館から近くに位置する2・3・9号館にも共用で使用可能な教室を多数備えており、学習環境は十分に整備されている。また学生の研究が効率的に進められることに配慮し、大学院学生研究室及び教員研究室は同一の建物内（1号館）に配置している。

3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書の整備計画

本学の図書館全体の総蔵書数は、475,480冊（平成28年3月時点）である。本学と

しては今回の博士後期課程の設置を見据え、本課程に関連する医療系、看護系の図書(本研究科と看護リハビリテーション学部との共用)については、すでに図書 22,992 冊(うち外国書約 1,844 冊)を所蔵しており、また大学全体のマイクロフィルム・マルチメディア図書等 5,951 点を所蔵している。毎年度の定期的な図書の整備も行っていくが、本課程の開設に合わせて、平成 30(2018)年までに約 100 万円分の図書の整備を予定している。本課程関連図書は 23,042 冊(うち外国書 1,854 冊)となる見込みであり、既存の共用図書とあわせて、教育研究を行う上で十分な冊数・種類の整備を進める。また学術雑誌については、本研究科と看護リハビリテーション学部との共用にて、国内学術雑誌を 45 種、外国学術雑誌を 10 種購読する。学術雑誌の明細は別添資料にて示す。

(資料 11「国内学術雑誌一覧」)

(資料 12「外国学術雑誌一覧」)

(2) デジタルデータベース、電子ジャーナルの整備計画

本課程における研究活動の充実のため、関連分野のデータベースとして、「医中誌Web」「メディカルオンライン」「CINAHL Plus with Full Text」「MEDLINE」「ScienceDirect」「JapanKnowledge」「聞蔵Ⅱビジュアル」「日経 BP」などを整備しており、学内で利用が可能である。またこれらを通して、本課程の研究内容に関わる国内外 10,298 種類の電子ジャーナルの閲覧が可能である。

(3) 閲覧環境について

座席数等については、館内計 450 席、グループ学習用のスペースとして 4 室、視覚障がい者用として対面朗読室を設置している。カウンターにレファレンスコーナーを設置し、常時利用者に対応できるようにしている。また多言語対応、マイライブラリー等の機能システムを導入し、検索のみならず図書の購入や予約、相互利用の申し込み等についてもインターネット経由で行うことができる。

(4) 他の大学図書館との協力体制について

国立情報学研究所の「NACSIS-ILL(図書館間相互貸借システム)」に参加し、他大学図書館及び研究機関との間で文献複写、図書貸借、図書閲覧等の相互利用を行っている。また同地区の甲南大学および神戸薬科大学とは学部学生、大学院学生及び教職員を対象とした相互閲覧利用を実施している。

4) 大学院学生の研究室(自習室)

大学院看護学研究科の学生の学習及び研究活動を促進するため、大学院学生専用の研究室(自習室)(32 席、87 m²)を設ける。32 席のうち 16 席が個別ブース、16 席がオープンスペースである。この研究室(自習室)には大学院学生が自由に使用できる PC 端

末（10 台）を配置している。オープンスペースでは、専攻分野を超えた意見交換や交流も図れ、自らの研究活動の拠点となるよう配慮する。

（資料 13「大学院学生研究室（自習室）室内見取り図」）

7. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

甲南女子大学の建学の理念は「建学の精神（まことの人間をつくる）」「教育方針（全人教育・個性尊重・自学創造）」「校訓（清く 正しく 優しく 強く）」の 3 要素から構成されている。この建学の理念に基づき、品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性の育成を大学の使命としている。看護リハビリテーション学部および大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）においても、本学の建学の理念は教育課程の基盤として位置づけられている。

看護リハビリテーション学部の教育目的は「豊かな人間性を培い、高いヒューマンケアの視点で看護及びリハビリテーション領域の専門職者としての実践力を備え、医療及び保健福祉の分野において、看護学科は看護師、保健師、助産師及び養護教諭として、地域社会や国際社会において活躍できる人材を育成する」であり、幅広い教養と豊かな人間性、および看護学の専門知識・技術を身につけるため、共通科目、専門基礎科目、専門科目で構成されている。専門科目は、看護の基盤・基礎となる「基盤実践看護学」、主として療養患者の生活に適した看護を展開する「臨床実践看護学」、看護の専門的知識・理論と看護実践・技術を統合させ看護実践の基本能力の達成を図る「看護実践統合科目」、保健師科目を中心とした「地域健康支援科目」、助産師科目を中心とした「女性健康支援科目」の 5 分野で構成している。看護への目的意識を明確にし、学習意欲を高めるため、1 年次から 4 年次まで専門基礎科目および専門科目の講義、演習、実習を交互に系統的に配置している。

看護学研究科博士前期課程（現修士課程）では、学士課程での教育内容を踏まえた教育・研究者及び指導者を養成するとともに、専門看護師となりうる基本的能力を身につける教育を行っている。学部での教育を発展させて、人びとの抱えている健康問題や保健・医療・福祉に関する課題を深く学び専門性を追求するため、修士課程では、「看護実践学」、「女性健康看護学」、「がん看護学」、「老年看護学」、「地域看護学」の 5 つの専門分野を設定している。

博士後期課程では、博士前期課程（現修士課程）での教育をさらに発展させ、ヒューマンケアの基本である哲学的思考と豊かな学識を兼ね備えた看護系大学教員の教育・研究の質向上に貢献できる人材、看護学教育・研究の学問的体系を理論的に構築し教育研究開発を進められる人材、グローバルな視点と科学的根拠を基に看護教育・研究・臨床の場において高度な課題解決能力を有する人材の養成を目的に教育課程を編成した。博士前期課程（現修士課程）の 5 つの分野区分をもとに発展的に教育課程を再構築し、看

護系大学教員や臨床現場の指導的な立場で必要とされる「看護教育管理学」、博士前期課程からより高度な次元でがん看護の質向上と研究推進を目指す「がん看護学」、複数の専門性を統合した看護が求められる多様な社会的ニーズに対応するための「広域看護学」の3つの専攻分野を設定した。

既設の博士前期課程と本課程の専門分野の関係は以下である。既設の博士前期課程（現修士課程）の「看護実践学分野」、「女性健康看護学分野」、「がん看護学分野」、「老年看護学分野」、「地域看護学分野」の5分野のうち、「看護実践学分野（M）」が「看護教育管理学分野（D）」に接続し、「がん看護学分野（M）」が「がん看護学分野（D）」に接続し、「女性健康看護学分野（M）」、「老年看護学分野（M）」、「地域看護学分野（M）」の3分野が「広域看護学分野（D）」に接続している。

博士前期課程と博士後期課程の分野の関係表

博士前期課程（既設）	博士後期課程
看護実践学分野	看護教育管理学分野
がん看護学分野	がん看護学分野
女性健康看護学分野 老年看護学分野 地域看護学分野	広域看護学分野

既設の「看護実践学分野（M）」では、看護学を実践学というパラダイムから捉え直し、看護実践に不可欠である看護技術教育、円滑な看護実践のための看護管理を中心とした研究を行っているが、博士後期課程においては、この看護実践学分野に含まれる看護教育、看護管理の2つの専門領域をより強調し、重点的に専門性を深めて研究を推進するという意図から、「看護教育管理学分野（D）」という分野の名称とした。名称は異なるものの、看護教育、看護管理の2領域について、博士前期課程での教育研究を、博士後期課程においてより深く高度に発展させる構造としている。

「がん」との共生には、予防からエンドオブライフ期までのあらゆるステージと生活の場において、悪性疾患である「がん」の特徴を踏まえた個別的なトータルケアの提供が不可欠である。そのため、「がん看護学分野（M）」は、広域看護学分野には統合せず、そのまま「がん看護学分野（D）」として特化し、前期課程での学修を踏まえてよりグローバルな視点からの研究動向の把握と研究知見の統合に基づいた看護ケア提供モデル開発や理論の構築、及びより高度な次元でのがん看護学教育のあり方の探究が可能となる課程構造にした。

「女性健康看護学分野（M）」、「老年看護学分野（M）」、「地域看護学分野（M）」の3分野は、博士後期課程では発展的に統合し「広域看護学分野（D）」としている。本課程では、広域看護学を、「地域で生活するあらゆる健康レベルの人々への健康支援、

疾病予防および健康課題を解決するための方策を検討し、健康問題を抱え地域で暮らしつつ療養する人々への効果的なケアの開発および地域全体のケアシステム構築について探求する看護学」と捉えている。「女性健康看護学分野(M)」、「老年看護学分野(M)」、「地域看護学分野(M)」はそれぞれ、地域で暮らす女性や家族、地域で暮らす高齢者、地域で暮らす生活者全体をその研究対象としていることから、これら3つの分野を発展的かつ有機的に単一の専門分野とすることが、より包括的かつ相乗的な教育研究効果を期待できると考え、博士後期課程においては3分野を「広域看護学分野(D)」に包括し単一の専門分野とした。

上記に示した通り、本課程と、基礎となる博士前期課程(現修士課程)及び学士課程の3課程は、それぞれの個別の入学者像、教育目的、教育課程、養成人材像を掲げつつも、相互に有機的に結びつくことで、共通となる教学理念の基盤の上に立ち、全体として統合された看護教育研究機関として構築されている。

本博士後期課程の専任教員15人は、全員が博士前期課程の教員も兼ねており、9人が看護リハビリテーション学部看護学科の教員を兼ねている。従って、各専門分野を担当する専任教員は、博士前期課程及び看護リハビリテーション学部看護学科においても関連する専門科目を担当しているケースが多く、学士課程から博士前期課程、博士前期課程から博士後期課程への教育研究体制の一貫性・連携を保つことができる。

(資料3「看護リハビリテーション学部看護学科・博士前期課程との関係図」)

8. 入学者選抜の概要

1) 本課程の入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)

看護学は人間発達におけるあらゆる年齢層、あらゆる健康レベル、家庭や地域を対象に健康問題への援助、健康の維持増進について研究し、その人らしく生きることを支援していく学際的な学問である。本学の教育理念に示された全人教育・自学創造の理念のもとに、学際的な学問分野である看護学を探究し高度な専門職業人を育成するために本学看護学研究科看護学専攻博士後期課程では以下のような人を求める。

[入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)]

1. 実践の科学である看護学をグローバルな視点を養いつつ、科学的根拠に基づいて探究し続けることができる者
2. 探究した内容を看護教育の質、教員としての能力向上や研究能力のさらなる向上に役立てたいと考える者
3. 大きく変化している社会背景に鑑み、哲学的思考能力や看護観、倫理観を高め研鑽していきたいと考える者

2) 出願資格

博士後期課程の出願資格は以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- 1) 修士の学位を有する者
- 2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 4) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 6) 文部科学大臣の指定した者
- 7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有するものと同年以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

※出願にあたっては出願前に自身の希望する研究指導教員と研究計画等について十分な相談を行う。

3) 選抜体制及び選抜方法

入学者選抜は筆記試験（小論文、英語、専門科目）と口述試験（出願書類に基づく質問、面接試験）及び志望理由等を総合的に判断し選考する。

1. 募集人員：3名
2. 選考時期：入学者選考試験は、10月と2月に複数回実施する。

9. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

（第14条適用の必要性）

本課程では、保健・医療の現場に勤務する看護職者または大学等の教育機関で看護教育を実践している者も入学対象者として想定している。社会人等が勤務の継続と大学院での履修の両立が可能となる環境を提供するため、大学院設置基準第14条による教育方法を実施する。

1) 修業年限

修業年限は3年とする。ただし長期履修制度の導入により4年とすることができる。本大学院の在学年限は大学院学則第29条の定めるところにより5年を超えて在学することはできない。

（資料14「甲南女子大学大学院看護学研究科 長期履修制度規程」）

2) 履修指導及び研究指導の方法

大学院生の研究指導教員を決定した後、研究指導教員は面談や電子メールを活用し履修に関する指導助言を行う。研究活動についても同様に院生の相談に応じるとともに必要な指導を適時適切に行う。

3) 授業の実施方法

授業時間割の編成は、原則として次の曜日と時間帯に組む。

平日(月～金)	6限 18:00 ～ 19:30	7限 19:40 ～ 21:10	
土曜日	1限 9:00 ～ 10:30	2限 10:40 ～ 12:10	3限 13:00 ～ 14:30
	4限 14:40 ～ 16:10	5限 16:20 ～ 17:50	6限 18:00 ～ 19:30

- ・一定期間の集中講義を開講する

なお特別研究は大学院学生と研究指導教員の合意のもとに、学生に配慮した時間割を設定し運用する。

4) 教員の負担の程度

大学院の授業は平日夜間、及び土曜日に実施するため大学院の授業を担当する教員には基礎となる看護学科の担当授業科目を含め担当時間数に配慮する。また夜間の授業を担当する場合は翌日午前中の勤務時間を調整する等、大学院教育に関わる教員の負担軽減を図る。なお、本課程の専任教員 15 名のうち、学部教育（看護学科）を兼任する教員は 9 名であり、残りの 6 名は大学院（博士前期課程、博士後期課程）の専従である。学部と兼任する 9 名については、授業の負担が過重とならないよう、事務局にて常に注意すると同時に、教員負担の軽減に努める。具体的には、学部と兼任する教員に対する時間割等の配慮、授業や研究指導以外の委員会業務や事務業務の免除や軽減等を行い、本研究科及び学部の円滑な運営に努める。

(資料 7-1 「時間割 (全体)」)

(資料 7-2 「時間割 (教員別)」)

5) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

大学院学生専用の研究室（自習室）（32 席）に、学生が自由に使用できる PC 端末 10 台を配置している。図書館は、平日 9 時～21 時、土曜日 9 時～17 時に開館し、学習を支援する体制を整える。グラウンド、体育館、学生会館等の施設・設備も利用できる。また授業が開講される時間帯には事務職員を配置し、事務を円滑に進め、各種手続き処理等を迅速に行う。

6) 入学者選抜の概要

入学者選抜については、8. 「入学者選抜の概要」で記した通りである。本課程では、

社会人の入学志願者、入学希望者に対して、特別の入学者選抜の実施は予定していない。

7) 必要とされる分野であること

既設の博士前期課程（現修士課程）では、社会人特別選抜で入学してくる学生がほとんどであり、修了後は、そのまま在職中の職場で実務についている。また看護専門学校の教員や看護系大学で教員をしながら通学してくる学生もおり、学んだことが教育の現場で生かされている。本博士後期課程についても、「学生の確保の見通し等を記載した書類」で記した通り、本学が実施した入学ニーズアンケート調査、採用ニーズアンケート調査において、現職看護師や現職看護教員から、本課程の開設に対する大きな支持と期待を得ている。これらの状況から、本課程の研究対象分野である看護学分野は、博士課程で学びたい社会人にとって必要とされている分野であると言える。

8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教育組織の整備状況

本課程では、専任教員 15 人のうち、既存の学部を担当する教員 9 人に加えて、博士後期課程を開設するにあたり、卓越した教育経験、研究業績のある教員を新たに招聘し、その専任教員 6 人には、大学院課程のみを担当するように配置している。この 6 人は大学院での教育研究に専念できることから、夜間及び週末開講に伴う全体的な教員負担が軽減され、本研究科及び本課程の円滑な運営につながる。

（資料 7-2 「時間割（教員別）」）

10. 管理運営

1) 大学全体の管理運営体制（教学経営会議）

本学では、大学の教学及び経営の発展を目的に、全学的、中長期的又は戦略的事項等を立案、審議、決定等を行うために、教学経営会議を設置している。教学経営会議は、学長を議長とし、甲南女子高等学校・中学校長、常務理事、各学部長、事務局長で構成され、発言権のあるオブザーバーとして、教務部長、入試部長、事務局次長、調査部長、総務課長、経営企画課長、その他会議が出席を要すると認めた者が出席する。原則として毎月 2 回開催することとしており、教学経営会議の審議事項は次のとおりである。

- (1) 大学設置等の計画に関する事項
- (2) 学生募集計画に関する事項
- (3) 学生教育計画に関する事項
- (4) 大学教員人事計画に関する事項
- (5) 大学職員に関する特に重要な事項
- (6) 大学組織計画に関する事項
- (7) 大学中長期計画に関する事項

(8) 学長からの重要な諮問事項

(9) その他の事項

2) 本研究科の管理運営体制

本研究科では、研究科管理運営のために研究科委員会を設け、研究科委員会委員長を置く。研究科委員会は、当該研究科の専任教員、第1種特任教員及び第2種特任教員をもって構成し、研究科委員会委員長の判断により、規定する委員以外の教員に出席を求めることができる。研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。研究科委員会の審議事項は、次の通りである。(1)～(4)については、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものであり、(5)～(11)については、学長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項

(4) 大学院担当教員の選考に関する事項

(5) 学生の休学、退学、賞罰等に関する事項

(6) 試験及び学位論文等審査に関する事項

(7) 学生の研究、厚生及び補導に関する事項

(8) 関係規程等の制定、改廃等に関する事項

(9) 科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生、委託生及び外国人特別生に関する事項

(10) 大学評議員の選出に関する事項

(11) その他学長又は研究科委員長が諮問する事項

本研究科では、研究科委員会を独立して組織し、大学院研究科委員会規程に基づいて運営を行っており、大学（学部及び大学院）全体の教育研究、教学組織及び連絡調整等の基本事項を審議するための管理運営組織としては大学評議会を設置している。研究科委員会でカリキュラムや人事等についても決定しており、研究科委員会での議決を尊重したうえで、大学評議会でも審議を行う。以上の管理運営体制により、大学院及び本研究科の運営においては、一定の独立性が確保されている。

11. 自己点検・評価

1) 全学的な自己点検・評価の実施

本学では、平成12（2000）年より定期的に自己点検・評価を実施している。その活動は現在、学長を委員長として、大学評価担当副学長、各学部長、FD委員長、部長等

を含めた各部門の長で構成される大学評価委員会が所管している。本学では、教育の改善向上を目的に全学中期計画における研修・評価・改善活動を組み合わせて実施している。直近では、平成 26（2014）年度に、二度目となる認証評価受審を対象とした自己点検・評価活動を実施した。この年の全学中期計画では「PDCA の意識」を組み込んだ教育理念、教育課程、FD、研究支援、広報、学生募集と入学試験、学生支援、就職及びキャリアサポート、SD などの課題に対して、進捗状況を確認しながら自己点検・評価を適切に実施し、平成 27（2015）年に認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、適合の評価を受けている。

（資料 15-1 「甲南女子大学大学評価委員会規程」）

2）看護学研究科における自己点検・評価の実施

本研究科は、教育・研究・地域貢献及び運営管理における質の向上を図ることを目的とし、研究科開設時から全学的な取り組みとは別に、独自で自己点検・評価を実施し公表を行なっている。

（資料 15-2 「自己点検・自己評価基準（案）」）

（1）目的

- ①本研究科における教育、研究、地域貢献及び研究科運営に関する活動を 2 年毎に評価し、後年度に向けての課題及び改善点を見出す。
- ②教育・研究者及び高度な看護実践職者の教育の重点化を図るための基礎的資料とする。
- ③評価結果を冊子としてまとめ、関連する実習施設及び教育機関へ配付することで本研究科の教育内容を周知する。

（2）組織

平成 24（2012）年度（本研究科開設直後）より看護学研究科自己点検・自己評価委員会を発足させている。委員会の構成員は、本研究科委員会で任命された教員とする。

（3）実施方法・評価基準・評価項目

評価対象期間及び対象項目は、2 年間にわたる「教育・研究・地域貢献・研究科運営」とし、これらに関する各種委員会資料及び分野単位の資料を参考に、現状、評価、課題についてまとめる。評価基準は、日本高等教育評価機構及び文部科学省大学評価研究委託（日本看護系大学協議会における学士課程評価基準）を参考に、当該委員会が中心となって継続的に検討していく。また、自己点検・自己評価が独善的になることを回避し、評価の透明性・信頼性を確保するために、外部評価の方法についても併せて検討を行っていく。

[基本的な評価項目]

- ①大学院研究科の理念、目的、目標
- ②研究科組織、事務組織
- ③管理・運営、財政内容
- ④学生の受け入れ状況・体制
- ⑤教育課程と教育内容・方法
- ⑥教育施設、設備の充実化
- ⑦学習者の特徴を踏まえた支援体制
- ⑧学位授与に関する認定体制
- ⑨教員の教育研究活動
- ⑩FD／SD活動
- ⑪社会・地域貢献
- ⑫自己点検・自己評価

(4) 結果・公表

上記の(1) 目的で述べたように、評価結果を冊子としてまとめ、関連する実習施設及び教育機関へ配付することで本研究科の教育内容を公開し、学内外からの評価を参考に、後年度の教育・研究・運営に役立てる。また、個々の教員に対する課題については、本人にフィードバックし、教育改善の資料となるよう役立てる。並行して教員組織の教育・研究の質の向上のために、本研究科 FD 委員会と協働的に具体策を立案、実施していく。以上を通して、本研究科における教育・研究者及び高度な看護実践職者の教育の改善に努める。

3) 看護リハビリテーション学部・看護学研究科における実施状況

看護リハビリテーション学部においては、自己点検・自己評価委員会を設置し、教育・研究・運営・社会活動の向上を図っている。具体的には「看護リハビリテーション学部教員の自己点検評価報告書」、「看護リハビリテーション学部管理・運営状況報告書」を作成している。教育・管理・運営の現状を把握するとともにそれら进行评估し、今後の課題を取り上げ、次年度以降の発展のための基礎資料とするため、平成 21 (2009) 年度に「甲南女子大学看護リハビリテーション学部自己点検・評価報告書」を作成したが、平成 23 年度には第 2 号 (平成 21 (2009) ～平成 22 (2010) 年度版)、平成 26 (2014) 年度報告書からは、平成 24 (2012) 年度開設の看護学研究科での自己点検・評価も含めた第 3 号 (平成 23 (2011) ～平成 25 (2013) 年度版) を発刊した。これらの報告書は、他大学をはじめとする教育関係機関に配布し、大学ホームページにおいても公表を行なっている。本課程においても、看護リハビリテーション学部自己点検・自己評価委

員会と連携して、組織的に、教育・研究・運営・社会活動の向上に取り組む。

12. 情報の公表

本学では教育研究活動等の状況の情報について、各ステークホルダーへの説明責任の重要性を踏まえ、次のとおりホームページ等を中心に積極的に公表・発信を行っている。

1) 各種刊行物による情報発信

刊行物による情報提供・発信について、「甲南女子大学研究紀要」（文学・文化編、人間科学編、看護学・リハビリテーション学編）を年1回（もしくは2回）発行し、教員の研究活動を公表、国公立大学や各種研究機関に配布し、インターネット上でも公開している。また「甲南女子大学大学院論集」を年1回発行し、研究紀要の送付と同時に上記の大学・機関に配布している。さらに、各学科に設置している研究会において研究発表や論文集を年刊で発行し、他の大学に配布している。本研究科の研究活動等も、これらの刊行物に積極的に掲載し、情報提供・発信を行っていく。

2) ホームページによる情報発信・公表

本学では、大学ホームページにおいて従来から積極的に情報の公表を行っている。建学の理念、学部・学科・研究科及び専攻の教育目的、カリキュラム、シラバス、学則、専任教員のプロフィール・研究テーマ・研究業績、認証評価報告書、設置計画履行状況報告書、大学の基本的な情報、学生数、教職員数、入試情報、就職情報及び財務情報等を掲載している。また教員の研究等活動報告についても公開している。

また「学校教育法施行規則第172条の2」に係る以下の教育研究情報等の公表については、ホームページに「教育情報の公表」ページを制作し公表を行っている。具体的なホームページのアドレスは、資料16「学校教育法施行規則第172条の2等に規定する教育情報の公表について」の別添資料に記載した。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること
- ②教育研究上の基本組織に関すること
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(資料 16 「学校教育法施行規則第 172 条の 2 等に規定する教育情報の公表について」)

3) 専門職者向け研修会開催による看護学情報の提供

看護リハビリテーション学部看護学科教員が、臨床現場における学生及び新人看護師等に対する教育指導者育成を目的に、看護の臨床現場で活躍中の専門職者を対象に研修会を開催している。

4) 公開講座、学会の開催、各種講演等による看護学情報の提供・発信

平成 19 (2007) 年度から、看護リハビリテーション学部教員が学部、学内公開講座及び兵庫県、神戸市等の公開講座を積極的に引き受け、看護リハビリテーション分野の情報発信を行っている。併せて兵庫県下、関西圏での講演会活動を通して教員の専門分野の最新情報を提供、また学部教員が所属する学会等の全国大会等も本学で隔年開催し、情報発信に努めている。

13. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

多様な背景を有する学習者に対し、本学が目指す人材を養成するためには、教員が個々の学生の学習ニーズを踏まえつつ、より高い教育・研究能力、さらには看護実践能力を育む能力が必要である。本学では、学部における教員の資質の維持向上にむけた取り組みである Faculty Development (以下「FD」と略す) 活動と連動させながら、大学院教育においても必要な教員の資質向上に向けた FD 活動を実施している。学部教育及び大学院看護学研究科の教育の主旨を自覚しながら、本学では全学 FD 活動の実施に加え、学科・研究科独自の FD 目標を掲げ実践している。これまで継続的に行なっている FD とその計画について、以下に述べる。

1) 全学 FD 委員会

全学 FD 委員会では、次のような活動を中心に行っている。毎年、委員会が立案した計画に沿って、外部講師の講演会、具体的な授業実践の方法など、さまざまな取り組みが実施されている。また、学生による「授業評価アンケート」を前期・後期セメスターの年 2 回全授業を対象に実施している。この結果を受け、全学 FD 委員会では、授業を中心とする教育活動に困難を抱える教員への個別相談や指導、新任教員に対する授業活動サポートとしてオリジナルの授業活動に関する冊子を作成したり、他教員が参考にできるよう各学科が推薦する教員の Good Practice を事例集として冊子を作成したりするなど、教員の資質向上のための方策を実施している。

さらに、年度末には全専任教員を対象とした「教員による教育・研究・運営に関する

自己評価」を実施している。この目的は、①担当する授業をはじめとする教育の内容や教授方法、評価について課題を見出し、具体的な改善を図ること、②研究の具体的な計画と実施内容についての評価、③大学運営と地域貢献に関する自己評価にある。教員は、学生からの授業評価を参考資料としながら、個々の教育活動について記述することで、次年度に向けて建設的な方略を見出すようにしている。その方略の材料として、「全学的な規模で行う授業公開」という組織的な取り組みを行っている。本取り組みは、授業参観者が、授業終了後に当該授業者にリフレクションシートを記載することで、ピアレビューの一助としている他に、後日行われる検討会へもつなげている。この検討会は、授業内容・方法の改善や検討、分析のみならず、教員として困難に感じていることや、独自に行っている教育方法、工夫していることといった教育実践などを共有することで、一人の教員として成長する場としても役立っている。これらの成果は、毎年度の委員会評価としてまとめ、学内で報告されている。

全学 FD 委員会は、他の委員会組織とは異なり、学長直属の組織となっており、大学を挙げて教員の教育能力の資質向上を図ることを急務とした組織的な取り組みとなっている。

(資料 17 「甲南女子大学全学 FD 委員会規程」)

2) 看護学科・看護学研究科 FD 委員会

看護学科・看護学研究科 FD 委員会の構成員は、看護学科会議で任命した 2 名の専任教員と、看護学研究科委員会で任命した 2 名の専任教員である。FD の方向性としては、教育・研究者ならびに専門看護師養成のための、看護学各分野の特徴、独自性を活かした FD 活動を実施し、評価・検討を行うことを目的としている。教育・研究的課題を明らかにし、具体的な改善策を見出していくための取り組みを行っている。平成 27(2015)年度においては、看護学科・看護学研究科 FD 委員会の会議を年間に 5 回開催し、外部講師を招いた研修会を年間に 2 回、外部講師を招いたワークショップを 1 回開催している。全ての回において教員の参加率は 8 割以上となっている。

3) 看護学科・看護学研究科 FD のこれまでの実績

看護学科の開設以来、継続的に行なっている看護学科 FD (現在は看護学科・看護学研究科 FD) は、以下のような内容の実績となっている。平成 19 (2007) 年度 (開設年度) から平成 20 (2008) 年度はカリキュラム進度に合わせた授業内容に関する共有と教育の質の向上に関する内容について実施し、平成 21 (2009) 年度は、研究助成金、外部資金獲得に向けた計画書の作成など、教育・研究に関する内容を主とした FD を行った。

平成 22 (2010) 年度は大学院開設に向けて、研究倫理に関するテーマとし、講義だけでなくグループワークを取り入れながら実践的に行なってきた。以上は、いずれも学内、

学外を問わず、その分野に長けた専門家に登壇して貰った。平成 23 (2011) 年度から平成 24 (2012) 年度は、看護学科が完成年度を迎えるにあたって、看護学科における 3 つのポリシーとそれに沿った教育評価を行うための準備、すなわち教育評価の意義、評価項目・内容・方法などの基本的理解を深め、評価を基盤にした看護学科の教育について検討した。平成 25 (2013) 年度は、各ポリシーおよびカリキュラムマップを活用した教育評価に基づく教育改善を視野に、学生とともに創る教員の教育力の向上に向けて実施した。これらの結果をカリキュラムワーキンググループに引き継ぎ、教育課程の改正に向けての基盤的資料とした。さらに、学生とともに創る教員の教育力の向上に向けて、学生の学習効果を高め、教員の教育力の評価にも有用である「ポートフォリオ」の活用について検討を行った。平成 26 (2014) 年度の FD では、平成 28 (2016) 年度より教育課程の改正を目指し、教育の基軸として位置づけた“InterProfessional Education / InterProfessional Work” (IPE/IPW) を推進するための教員の教育力の向上のための活動を行った。加えて、国際力の強化もその特徴としていたことから、平成 27 (2015) 年度から平成 28 (2016) 年度においては、FD 委員会と国際交流委員会の協働により、教育力、研究力の向上を国際的な視野を拓けながら実践した。特に研究についての知見を広めることや、研究指導力に生かすために、海外から登壇者を招聘し、ワークショップ、シンポジウムを開催した。対象者を学内教員に留めることなく、卒業生、学外の教員や研究者、また在学生 (学部生、大学院生) にも門戸を拓けた。このように FD は、教員の教育・研究の力量を向上させるだけでなく、学生と場を同じくすることで、相互関係に基づき大学において教育・研究の課題に取り組むことの可能性や意義を発現させている。本課程の開設後も、国内外を問わず、教育・研究に関するワークショップや、具体的な教育・研究評価の方法について FD 活動を実施していく予定である。

(資料 18 「看護学科 FD 委員会活動報告 (平成 27 年度)」)

4) 看護学研究科 FD の取り組み

(1) 看護学研究科 FD が目指すこと

本研究科の教員は、学術の基礎となる理論と応用を教授研究するだけでなく、学術研究を基盤にした地域・国際社会に貢献できる実践的力量が求められる。看護学の大学院教育における学術的専門性は、学問的方法論の確立に依拠しているとも言える。看護学は、人間科学あるいは人間学としての特徴をもつ実践学であり、その根底には医学・保健学・福祉学・社会学・哲学などの基礎的知識が必要不可欠である。それに加え、それぞれの学問的特徴、言い換えればその実践学としての特徴を浮き彫りにする研究方法論の確立が必要であり、その探究能力が教員に求められる。そこで看護学研究科 FD では、看護学研究の特徴、方法論的検討や哲学的な見解を含め、FD を実施している。併せて、各分野に特徴的な研究方法論について交流する場を設け、学究的に議論を深めること、またその分野に長けた研究者の招聘などを通して、教員の研究能力、ひいては教員の研

究指導能力の研磨と向上をはかっている。博士後期課程を開設した後も、本研究科のFD活動は、この方針を堅持し、教育研究の改善と充実に取り組む予定である。

（２）看護学研究科教員の研究能力・研究指導能力の向上

博士前期課程・博士後期課程共に、研究指導教員は、学生が適切な教育と研究指導が受けられるよう配慮し、学生の研究論文作成過程において個別的に指導に当たる必要がある。教員の論文指導能力は、看護学研究への自己研鑽だけでなく、他教員との研究的な連携や学術的な動向に敏感になるといった、教員自身の研究的態度が問われる。本学では、教員個々の学術的な深化のみならず、協働的、組織的な体制のもと、指導力の向上を図っている。

対人援助を専門とする看護学において、研究倫理は非常に重要であり、研究計画の正当性、妥当性を担保するものである。教員は、倫理審査における手続きのみならず、研究における倫理的態度を学生に伝えていく力が求められる。そのため、研究倫理および教育倫理に関する基本的な知識を得るために研修会を開くことや、事例をもとにしたグループワークを行うことで、教員の倫理に関する共通認識と併せた倫理的行動が期待できる。よって、公正な教育研究の評価のための研修会やワークショップなどを定期的に関き、その力量を向上させていく予定である。これらを推進することで、本学の次世代の教育を担う若手教員の教育・研究能力の向上を図っていく。

（３）看護学研究科教員の教育能力の向上

各教員の教育能力の維持・向上のために、毎年度末に教育に関する学生からの教育評価を行っている。教員は、その評価をもとに学習環境の改善や、授業方法の工夫、研究指導方法の課題を明確化し、次年度に生かすよう取り組んでいる。さらに、自己評価・学生評価・ピア評価などを実施し、具体的な教育改善を行なっている。その結果についても教員間で検討するという組織的循環を創っていく予定である。

5) FD 活動の評価

FD 活動の評価は、当該委員会だけの評価だけでなく、複数の委員会を交えた評価としている。評価時期は、基本的には年度単位で行うことを基本としている。その際の評価となる視点は、次の通りである。

- ①教員の実践能力の維持・向上のための時間を確保していること
- ②専門領域における学術的進展のための交流会や研究会を行っていること
- ③専門領域を越えた研究の取り組みや研究会を開催することで、研究指導及び教授方法の刷新を図っていること
- ④学内外を含めた研究の交流をはかり、自己研鑽に努めていること

6) 大学職員の組織的な研修等の取組 (SD)

本学における研究活動などの適切かつ効果的な運営を図るため、職員を対象とした Staff Development (以下「SD」と略す) 活動に取り組んでいる。この活動は、基本コンセプトを「組織力の向上」と定め、大学職員の必要な能力及び資質の向上に向けて、研修を実施している。具体的には、OJT (On the Job Training) を基盤として、階層別 (新任者研修、一般職研修、管理職研修) に、「業務改善」、「メンタルヘルス」、「チームビルディング」、「ロジカルシンキング」などの幅広いテーマについて外部講師を招聘し、場合によっては宿泊研修という形で実施している。今後は、「コンプライアンス」、「情報セキュリティ」、「経営研修・女性リーダー育成」などを実施する予定にしている。また、各部署での OJT をさらに活性化させるよう管理職者対象に研修を実施する予定である。

このように本学では、管理運営、教育研究支援を含めた資質向上に向けて、必要な知識・技能を修得するよう SD 活動の強化・充実を図っていく。

(資料 19 「甲南女子大学 SD 活動実績」)

以上

甲南女子大学 大学院看護学研究科看護学専攻 博士後期課程

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

- 資料 1 教育理念の概念図
- 資料 2 博士後期課程のカリキュラム構造図
- 資料 3 看護リハビリテーション学部看護学科・博士前期課程との関係図
- 資料 4-1 甲南女子大学教育職員の定年についての説明
- 資料 4-2 甲南女子大学教員定年規程
- 資料 4-3 甲南女子大学教育職員の任期制に関する規程
- 資料 4-4 甲南女子大学第 1 種特任教員・甲南女子大学第 2 種特任教員規程
- 資料 5 修了までの指導プロセスとスケジュール表
- 資料 6 履修モデル
- 資料 7-1 時間割（全体）
- 資料 7-2 時間割（教員別）
- 資料 8 甲南女子大学学位規程
- 資料 9-1 甲南女子大学大学院学位論文提出内規
- 資料 9-2 学位論文取扱内規
- 資料 9-3 甲南女子大学大学院看護学研究科研究指導内規
- 資料 10-1 甲南女子大学研究倫理委員会規程
- 資料 10-2 甲南女子大学研究倫理審査細則
- 資料 11 国内学術雑誌一覧
- 資料 12 外国学術雑誌一覧
- 資料 13 大学院学生研究室（自習室）室内見取り図
- 資料 14 甲南女子大学大学院看護学研究科長期履修制度規程
- 資料 15-1 甲南女子大学大学評価委員会規程
- 資料 15-2 自己点検・自己評価基準（案）
- 資料 16 「学校教育法施行規則第 172 条の 2」等に規定する教育情報の公表について
- 資料 17 甲南女子大学全学 FD 委員会規程
- 資料 18 看護学科・看護学研究科 FD 委員会活動報告
- 資料 19 甲南女子大学 SD 活動実績

(資料1)

甲南女子大学大学院看護学研究科看護学専攻 博士後期課程
教育理念の概念図

大学院看護学研究科看護学専攻

大学院看護学研究科看護学専攻 博士後期課程 (平成30年開設予定)

【博士後期課程 教育理念と目的】

人間への理解を深め人格陶冶を図るとともに、豊かな専門的学識に裏付けられた高度な教育能力・研究能力を培うことで、指導的立場に立って高等教育機関での看護学教育の質向上に貢献できる看護教育者及び先駆的な教育開発や研究の推進に寄与できる看護研究者、看護管理者を養成する。教育・研究・看護実践の場において、グローバルな視点と科学的根拠をもって課題を探究し、柔軟な思考力と洞察力により自律(自立)的に課題を解決することができる人材を養成する。

これらの人材を社会に輩出することで保健・医療分野における看護学の発展・改革に貢献し、看護系大学院としての責務を果たすことを目的とする。

【博士後期課程 養成する人材像】

- ①ヒューマンケアの基本である哲学的思考と豊かな学識を兼ね備えた看護系大学教員の教育・研究の質向上に貢献できる人材
- ②看護学教育・研究の学問的体系を理論的に構築し教育研究開発が進められる人材
- ③グローバルな視点と科学的根拠を基に看護教育・研究・臨床の場において高度な課題解決能力を有する人材

大学院看護学研究科看護学専攻 博士前期課程 (現修士課程) (平成24年開設)

【博士前期課程 教育理念】

生命の尊厳や人権の尊厳を深く理解し、看護ケアを支える哲学的基盤を持って対象となる人々の生活の質の向上について探究し、豊かな人間性と倫理観を兼ね備えた質の高い自律(自立)した教育・研究者の育成を理念とする。

【博士前期課程 教育目的】

- ①看護学を支える哲学的基盤を踏まえ、変化し続ける社会のニーズに対応できる力を培い、看護の教育・研究の進展に寄与する。
- ②看護実践を通して、看護の質を高めることができる専門看護師を育成し、地域住民の保健・医療・福祉の向上および推進に寄与する。

看護リハビリテーション学部 看護学科 (平成19年開設)

【看護リハビリテーション学部看護学科 教育目的】

豊かな人間性を培い、高いヒューマンケアの視点で看護及びリハビリテーション領域の専門職者としての実践力を備え、医療及び保健福祉の分野で看護師、保健師、助産師及び養護教諭として、地域社会や国際社会において活躍できる人材を育成する。

【大学の使命】

建学の理念を基盤に、品格と国際性を備え、社会に貢献する高い志を持つ女性を育成する。

【校訓】

「清く 正しく 優しく 強く」

【教育方針】

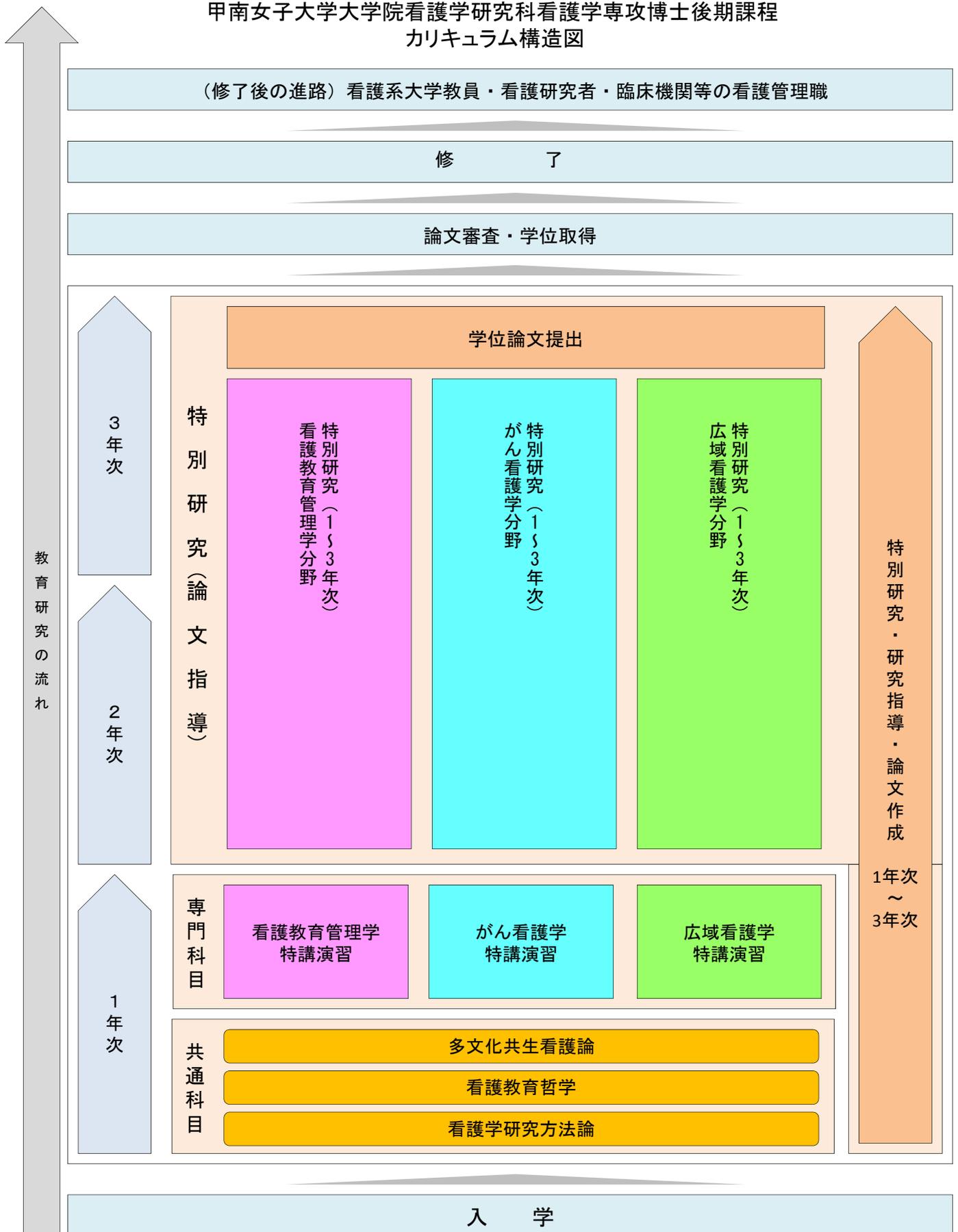
「全人教育 個性尊重 自学創造」

甲南女子大学 【建学の精神】

「まことの人間をつくる」

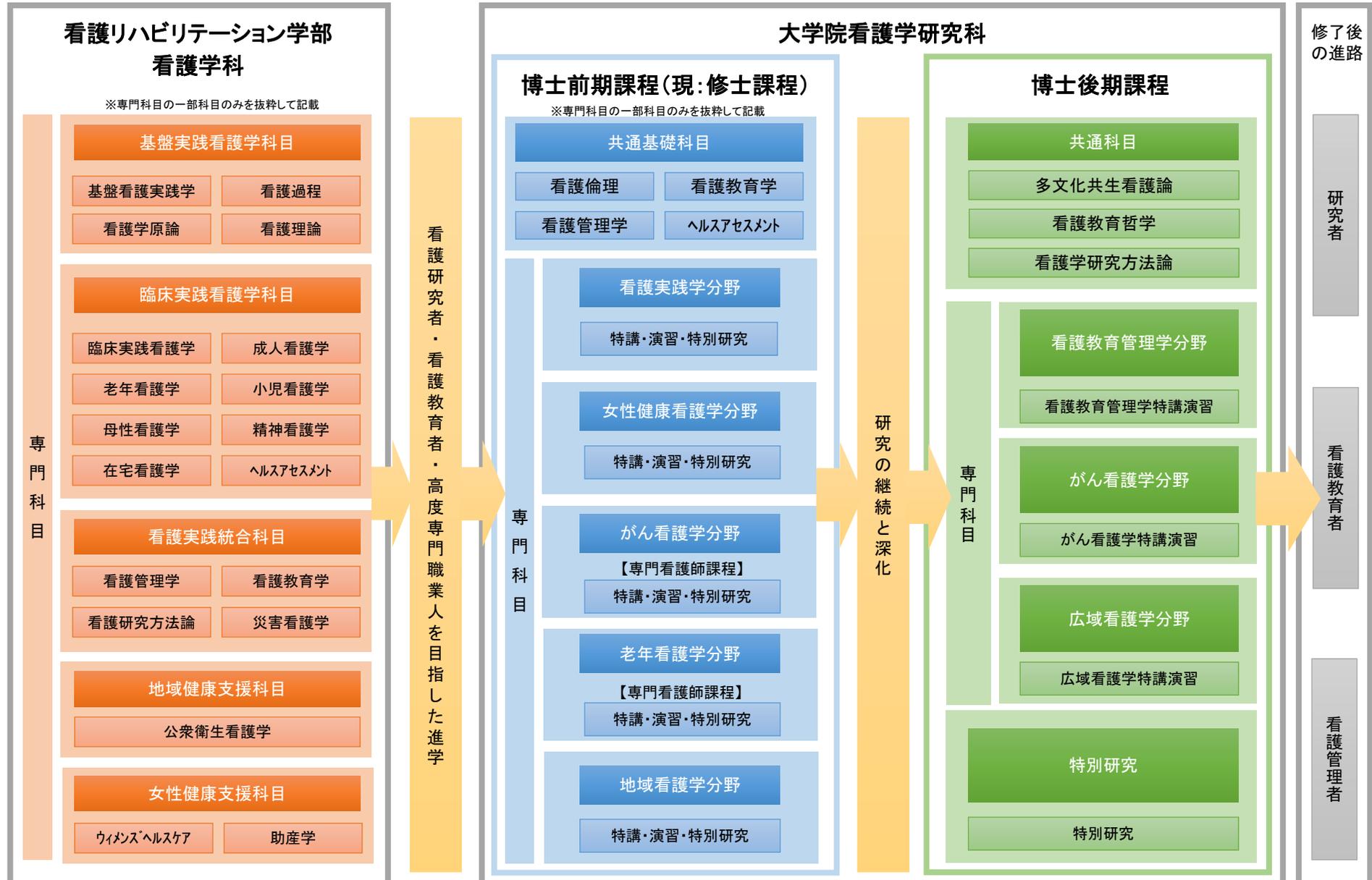
(資料2)

甲南女子大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程
カリキュラム構造図



(資料3)

看護リハビリテーション学部看護学科・博士前期課程との関係図



資料4-1,資料4-2,資料4-3,資料4-4は省略

(資料5) 修了までの指導プロセスとスケジュール表

修了までの指導プロセスとスケジュール表

学年	月	研究の進行	研究指導	研究科プロセス	
1 年次	4	指導教員・副指導教員の決定 3年間の研究計画・学修計画(履修登録)	履修指導	指導教員・副指導教員の決定(主1名、副2名)	
	5		研究テーマの明確化		
	6		研究計画書作成に向けての指導		
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12	研究計画審査申請	研究計画指導		
	1	研究計画報告会	研究計画書の確認	論文指導教員(主・副)による研究計画書の確認	
2	研究倫理委員会審査申請				
3	研究倫理審査				
2 年次	4	研究実施施設での倫理審査			
	5				
	6				
	7				
	8		研究の実施(データ収集、データ分析)		研究指導
	9				
	10				
	11				
	12				
	1				
2					
3	中間報告会	研究展開の確認	論文指導教員(主・副)による研究展開の確認		
3 年次	4	論文作成	論文指導		
	5				
	6				
	7				
	8上	予備審査申請書類提出	論文審査委員会設置	論文審査委員として主査1名、副査2名の決定	
	9上	予備審査	予備審査	論文審査委員による審査	
	10				
	11	博士論文提出			
	12	博士論文審査会・単位認定最終試験	博士論文審査・最終試験	論文審査委員による審査および論文指導教員(主・副)による最終試験	
	1	 博士論文修正			
2	修正博士論文提出	修正博士論文の確認	審査結果提出、学位認定合否判定		
3	学位取得				

(資料6)履修モデル

各看護分野ごとの履修モデル例

①看護教育管理学分野を選択する者の履修モデル

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育哲学	1前		2	→		
	看護学研究方法論	1通	2		→		
専門科目	看護教育管理学特講演習	1通		2	→		
特別研究	特別研究	1～3通	12		→		
合計単位数		—	14	4	18		

②がん看護学分野を選択する者の履修モデル

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	看護教育哲学	1前		2	→		
	看護学研究方法論	1通	2		→		
専門科目	がん看護学特講演習	1通		2	→		
特別研究	特別研究	1～3通	12		→		
合計単位数		—	14	4	18		

③広域看護学分野を選択する者の履修モデル

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次
			必修	選択			
共通科目	多文化共生看護論	1前		2	→		
	看護学研究方法論	1通	2		→		
専門科目	広域看護学特講演習	1通		2	→		
特別研究	特別研究	1～3通	12		→		
合計単位数		—	14	4	18		

(資料6)履修モデル

各看護分野ごとの履修モデル例（長期履修制度を利用した場合）

④看護教育管理学分野を選択する者の履修モデル（長期履修制度を利用）

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護教育哲学	1前		2	→			
	看護学研究方法論	1通	2		→			
専門科目	看護教育管理学特講演習	1通		2	→			
特別研究	特別研究	1～3通	12					→
合計単位数		—	14	4	18			

⑤がん看護学分野を選択する者の履修モデル（長期履修制度を利用）

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	看護教育哲学	1前		2	→			
	看護学研究方法論	1通	2		→			
専門科目	がん看護学特講演習	1通		2	→			
特別研究	特別研究	1～3通	12					→
合計単位数		—	14	4	18			

⑥広域看護学分野を選択する者の履修モデル（長期履修制度を利用）

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択				
共通科目	多文化共生看護論	1前		2	→			
	看護学研究方法論	1通	2		→			
専門科目	広域看護学特講演習	1通		2	→			
特別研究	特別研究	1～3通	12					→
合計単位数		—	14	4	18			

資料7-1,資料7-2は省略

(資料 8) 甲南女子大学学位規程

○甲南女子大学学位規程

昭和50年 3月25日

最近改正 平成27年 2月10日

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「学位規則」という。）

第13条、甲南女子大学学則第48条の2及び甲南女子大学大学院学則第20条の規定に基づき、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第3条 学士の学位の授与は、甲南女子大学（以下「本大学」という。）を卒業した者に対し行うものとする。

第4条 修士の学位の授与は、甲南女子大学大学院（以下「本大学院」という。）人文科学総合研究科の前期2年の課程又は看護学研究科の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第5条 博士の学位の授与は、本大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位の授与は、本大学院の博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻学術に関し本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

第6条 本大学院人文科学総合研究科の前期2年の課程又は看護学研究科の修士課程に1年以上在学し、かつ、所定の単位を修得又は修得見込みの者は、修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む。）を作成し、提出することができる。

2 前項の所定の単位は、各専攻において定める。

3 修士の学位論文を提出しようとする者は、所定の研究計画書を作成し、指導教員の承認を得て専攻代表に願い出なければならない。

第7条 修士の学位授与の申請は、学位申請書（様式第1号）に人文科学総合研究科においては3部、看護学研究科においては4部の論文を添えて、指導教員を経て当該研究科委員長に提出するものとする。

第8条 本大学院人文科学総合研究科の修士の学位論文審査は、当該研究科委員会の承認する3名の審査委員が行う。

2 前項の審査委員には、指導教員のほか、その論文に関連のある科目の担任教員を加える。

3 当該研究科委員会が必要と認めた場合には、その論文に関連のある他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員にすることができる。

第8条の2 本大学院看護学研究科の修士の学位論文審査は、当該研究科委員会の承認する3名の審査委員が行う。ただし、指導教員を審査委員にすることはできない。

(資料 8) 甲南女子大学学位規程

2 当該研究科委員会が必要と認めた場合には、その論文に関連のある他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員にすることができる。

第9条 修士の学位に関する最終試験は、本大学院人文科学総合研究科は第8条に規定する審査委員が、看護学研究科は第8条の2に規定する審査委員に指導教員を加えた者が行う。

2 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心として、広くこれに関連のある科目について試問（口頭又は筆答）によって行う。

3 最終試験には、外国語1カ国語を課して行うものとする。

第10条 審査委員は、論文の審査及び最終試験を終えたときは、その論文とともに、その評価に関する意見を記載した審査報告書を速やかに当該研究科委員会に提出し、報告しなければならない。

第11条 本大学院の後期3年の課程に1年以上在学した者は、博士の学位論文を作成し、提出することができる。

2 博士の学位論文を提出しようとする者は、所定の研究計画書を作成し、指導教員の承認を得て専攻代表に願い出なければならない。

第12条 博士の学位授与の申請は、人文科学総合研究科においては、学位申請書（様式第3号）に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添えて、看護学研究科においては、学位申請書（様式第3号）に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各4部を添えて、指導教員を経て当該研究科委員長に提出するものとする。

第13条 第5条第2項の規定により博士の学位授与を申請しようとする者は、学位申請書（様式第5号）に、人文科学総合研究科においては、論文目録、論文、論文要旨並びに履歴書各3部及び学位審査手数料を添えて、看護学研究科においては、論文目録、論文、論文要旨並びに履歴書各4部及び学位審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

2 本学の博士課程の修業年限を満了して退学した後、博士の学位論文を提出しようとする者の学位授与申請手続は、前項のとおりとする。

3 学長は、前2項の学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を命じるものとする。

4 学位審査手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

第14条 博士の学位論文の審査は、当該研究科委員会の選出する3名の審査委員が行う。

2 前項の審査委員には、指導教員のほか、その論文に関連のある科目の担任教員を加えるものとする。

3 当該研究科委員会が必要と認めた場合には、その論文に関連のある他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員にすることができる。

第15条 博士の学位に関する最終試験は、学位論文の審査終了後、博士の学位論文の審査委員が、学位論文を中心として、広くこれに関連した科目について試問（口頭又は筆

(資料 8) 甲南女子大学学位規程

答) によって行う。

第16条 第5条第2項の規定により博士の学位授与を申請した者の学力確認は、当該研究科委員会の選出する3名の試問委員が、専攻学術に関し、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。

第17条 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位授与申請を受理してから1年以内に終了しなければならない。

第18条 審査委員は、博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終えたときは、その論文とともに、その評価に関する意見を記載した審査報告書を速やかに当該研究科委員会に提出し、報告しなければならない。

第19条 研究科委員会は、第10条又は前条の報告に基づいて修士又は博士の学位の授与の可否について審議し、合格・不合格を決定する。

2 前項の合格・不合格を決定する場合は、委員の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上の議決によるものとする。

第20条 学長は、研究科委員会の議決に基づいて、合格の決定した者に修士又は博士の学位記(様式第2号又は様式第4号若しくは様式第6号)を授与する。

第21条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、インターネットの利用により公表するものとする。

第22条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、学位規則第12条別記様式第一による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

第23条 本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、「甲南女子大学審査、学位論文(博士)」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、本大学においてやむを得ない事由と認めた場合、当該研究科委員会の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第24条 本大学の学位を授与された者は、学位の名称を使用するときは、甲南女子大学と付記するものとする。

第25条 本大学の学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、学士の学位にあつては教授会の議を経て、また、修士又は博士の学位にあつては当該研究科委員会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(資料 8) 甲南女子大学学位規程

(1) 不正の方法により、学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき。

2 前項の議決については、第19条第2項の規定を準用する。この場合において、教授会にあっては、第19条第2項中「委員」とあるのは、「教授会構成員」と読み替えるものとする。

第26条 学位記の再交付を受けようとする者は、理由を明記し、学位記再交付手数料を添えて学長に申請しなければならない。

2 学位記再交付手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成4年4月1日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成30年4月1日から施行する。

別表

費目	手数料	備考
学位審査手数料	50,000円	
学位記再交付手数料	30,000円	

別記 略

(資料 9-1) 甲南女子大学大学院学位論文提出内規

○甲南女子大学大学院学位論文提出内規

平成4年7月15日

最近改正 平成23年12月7日

(趣旨)

第1条 甲南女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第7条の規定に基づく修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む。）（以下「修士論文」という。）並びに学位規程第12条及び第13条第1項の規定に基づく博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の提出及びその手続に関しては、学位規程に定めるもののほか、この内規による。

(研究指導)

第2条 学位規程第13条第1項の規定に基づいて博士論文を提出しようとする者を除き、修士論文又は博士論文を提出しようとする者は、甲南女子大学大学院学則第9条第2項の規定に基づいて各専攻で定めた指導教員による研究指導を受けなければならない。

(研究計画書)

第3条 学位規程第6条第3項及び第11条第2項に定める研究計画書は、4月末日（当該日が休業日に当たるときは、当該日前の最も近い休業日でない日）の16時までに指導教員を経て専攻代表に提出するものとする。

(論文内容)

第4条 提出する修士論文又は博士論文に関しては、未発表・既発表を問わない。ただし、専攻の研究指導内規において定めるときは、この限りでない。

(論文形式)

第5条 修士論文及び博士論文の用語、用紙、書式、枚数等の形式については、各専攻が定める研究指導内規によるものとする。

(論文題目)

第6条 修士論文を提出しようとする者は、修士論文題目届（様式第1号）を修了予定年度の10月末日までに指導教員を経て専攻代表に届け出るものとする。

(修士論文の提出)

第7条 修士論文は、届出用紙（様式第2号の1又は様式第2号の2）を添えて、修了年度の1月24日（当該日が休業日に当たるときは、当該日前の最も近い休業日でない日）までに教務課へ提出しなければならない。ただし、事務取扱時間は、9時から16時までとする。

(面談)

第8条 博士論文を提出しようとする者は、あらかじめ、所属する専攻の専攻代表又は提出しようとする博士論文に最も関連する専攻の専攻代表に面談し、その指示を受けなければならない。

(要旨)

(資料 9-1) 甲南女子大学大学院学位論文提出内規

第9条 学位規程第12条及び第13条第1項の規定による博士論文の要旨は、4,000字以下とする。

(博士論文の提出)

第10条 学位規程第12条の規定に基づく博士論文は、1月24日（当該日が休業日に当たるときは、当該日前の最も近い休業日でない日）までに教務課へ提出しなければならない。ただし、事務取扱時間は、9時から16時までとする。

2 学位規程第13条第1項の規定に基づく博士論文は、休業日でない日の16時まで、教務課へ提出しなければならない。

(前期末修了の場合の取扱い)

第11条 この内規は、前期末で課程を修了するために修士論文又は博士論文を提出するときにも準用する。この場合において、第3条中「4月末日」とあるのは「10月末日」と、第6条中「10月末日」とあるのは「4月末日」と、また、第7条及び第10条第1項中「1月24日」とあるのは「7月10日」と読み替えるものとする。

附 則

1 この内規は、平成4年7月15日から施行する。

2 博士論文の提出に関する内規（昭和59年2月15日制定）及び修士論文の提出に関する内規（昭和59年2月15日制定）は、廃止する。

附 則

この内規（改正）は、平成4年11月18日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成11年7月7日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この内規（改正）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

様式 略

(資料 9-2) 学位論文取扱内規

○学位論文取扱内規

平成元年 6 月 21 日

最近改正 平成 28 年 2 月 10 日

- 1 甲南女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）第 7 条、第 12 条及び第 13 条の規定に基づいて修士又は博士の学位の申請のために提出し、学位を授与された者の当該論文の取扱いについては、この内規の定めるところによる。
- 2 人文科学総合研究科の修士の学位論文 3 部については、当該研究科委員会の審査終了後、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 1 部は、大学が製本し、図書館において整理・保存する。
 - (2) 2 部は、学位を授与された者に返還する。
- 3 看護学研究科の修士の学位論文（看護学研究科における特定の課題についての研究の成果を含む。）4 部については、当該研究科委員会の審査終了後、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 1 部は、大学が製本し、図書館において整理・保存する。
 - (2) 1 部は、当該研究科において整理・保存する。
 - (3) 2 部は、当該研究科において破棄する。
- 4 人文科学総合研究科の博士の学位論文 3 部については、当該研究科委員会の審査終了後、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 2 部は、大学が製本し、学位規程第 23 条第 2 項の規定に基づく閲覧に供するため、図書館において整理・保存する。
 - (2) 1 部は、学位を授与された者に返還する。
- 5 看護学研究科の博士の学位論文 4 部については、当該研究科委員会の審査終了後、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 2 部は、大学が製本し、学位規程第 23 条第 2 項の規定に基づく閲覧に供するため、図書館において整理・保存する。
 - (2) 1 部は、当該研究科において整理・保存する。
 - (3) 1 部は、当該研究科において破棄する。
- 5 博士の学位論文は、学位規程第 21 条及び第 23 条第 3 項の規定に基づきインターネットの利用により公表する。

附 則

この内規は、平成元年 6 月 21 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規（改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規（改正）は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(資料 9-3) 甲南女子大学大学院看護学研究科研究指導内規

○甲南女子大学大学院看護学研究科研究指導内規

平成23年12月 7 日

- 1 この内規は、甲南女子大学大学院学則第9条第2項に基づき、甲南女子大学大学院看護学研究科の研究指導内容について定めるものとする。
 - 2 本研究科の研究指導は、甲南女子大学学位規程及び甲南女子大学大学院学位論文提出内規（以下「論文提出内規」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - ア 本専攻では、1年次において当該学生の専門分野についての指導教員1名（修士の学位論文等作成を含む。）を定める。
 - イ 当該年度の研究及び履修する授業科目の計画を具体的に立て、指導教員の了承を得た上で、所定の期日までに授業科目の履修登録を行わなければならない。
 - ウ 4月末日までに当該年度の「年次研究計画書」を、指導教員を経て専攻代表に提出しなければならない。
 - エ 修士及び博士の学位論文を提出する場合、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (ア) 用語 日本語
 - (イ) 書式 横書きA4判、40字×30行
 - (ウ) 字数 字数は特に定めない
 - (エ) 要旨 1,500字程度の論文要旨を添える
- 附 則
この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この内規（改定）は、平成30年4月1日から施行する。

(資料 10-1) 甲南女子大学研究倫理委員会規程

○甲南女子大学研究倫理委員会規程

平成18年12月13日

最近改正 平成27年3月5日

(目的)

第1条 この規程は、甲南女子大学（以下「大学」という。）における人を対象とする研究（以下「研究」という。）について、「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省）」の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、甲南女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究に関わる計画書等の審査に関すること。
- (2) 研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関すること。
- (3) その他研究倫理に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学の設置する学部のいずれかの学部長 1名
- (2) 看護リハビリテーション学部教員（医師資格を有する教員を含む。） 2名
- (3) 文学部、人間科学部教員 各1名
- (4) 学外有識者 2名
- (5) 事務局長 1名

2 前項第1号及び第4号の委員は、学長が指名して委嘱し、第2号及び第3号の委員は、学部教授会の議を経て学長が委嘱し、第5号の委員は、その職にある者とする。

3 委員の構成は、男女両性となるよう配慮する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって選任する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会の招集は、あらかじめ議事を提示して行う。この場合、必要があれば、審査に必要な書類を添付するものとする。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。ただし、第4条第1項第3号及び第4号の委員のうち、1人以上の出席がなければならない。

3 議事につき他の委員に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなす。

4 議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、前項と同様とする。

5 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。

7 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

8 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審査手続き等)

(資料 10-1) 甲南女子大学研究倫理委員会規程

第8条 委員会は、第3条第1号の審議事項について、研究責任者の申請に基づき、審査を行う。第3条第2号及び第3号の審議事項については、別に委員会が定める。

2 研究責任者は、審査に必要な書類(様式第1)を学部長に提出し、申請する。

3 学部長は、申請を受けたときは、委員会に諮問する。

4 委員会は、第1条の趣旨に沿って審査し、判定を行う。

5 委員会が必要と認めた場合は、研究責任者又は第三者の出席を求め、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会は、審査の判定結果について速やかに学長及び学部長に報告する。

7 学部長は、前項の報告を尊重し、審査結果を研究責任者に通知(様式第2)する。

(研究計画等の変更)

第9条 研究責任者は、承認された後に研究計画等の変更をする場合は、改めて変更箇所を明示した研究計画書等を、学部長に提出しなければならない。

(異議申し立て)

第10条 研究責任者は、審査の結果に異議のある時は、異議申立書(様式第3)を添えて学部長に再審査を求めることができる。

2 委員長は、再審査終了後速やかに、その審議内容を異議申立てに対する指針書(様式第4)により申請者に通知しなければならない。

(研究の変更・中止)

第11条 研究責任者は、研究対象者に危険や不利益が生じた場合は、速やかに学部長を通じて委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づいて審議し、当該研究の変更、中止その他必要な事項について意見を述べることができる。

3 学部長は、委員会の意見を尊重し、当該研究の変更、中止その他必要な事項を決定する。

4 研究責任者は、前項の決定に従わなければならない。

(研究実施状況報告)

第12条 委員会は、学部長を通じて、研究責任者に研究の実施状況について報告を求めることができる。

2 研究責任者は、研究終了後速やかに、学部長を通じて、委員会に研究の終了と結果の概要を報告しなければならない。

(公表)

第13条 委員会は、第7条第7項の記録のうち、議事要旨を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な部分については、この限りではない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、学術研究支援室において処理する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て大学評議会の議決により行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年12月13日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第4条第1項第2号の委員は、看護リハビリテーション学部長候補者が推薦し、学長に委嘱された者とする。

3 この規程の施行後、最初に任命される第4条第1項各号の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年4月30日までとする。

附 則

この規程(改正)は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(資料 10-1) 甲南女子大学研究倫理委員会規程

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

様式 略

(資料 10-2) 甲南女子大学研究倫理審査細則

○甲南女子大学研究倫理審査細則

平成22年11月24日

最近改正 平成27年3月5日

(目的)

第1条 この細則は、甲南女子大学倫理委員会（以下「委員会」という。）が、「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、委員会規程第3条に規定する審査を行うにあたって必要な事項を定める。

(対象)

第2条 委員会は次の事項を審査する。

- (1) 本学専任教員が行う、人を対象とした研究
- (2) 本学学生が、本学の授業の一環として行う、人を対象とした研究
- (3) その他、本委員会が必要と認めた場合

(開催時期)

第3条 委員会は概ね年間3回を原則（5月、10月、3月）として、必要に応じて臨時委員会を開催する。

(申請)

第4条 第2条に掲げる研究を行おうとする者は、委員会規程第8条の規定により、あらかじめ当該学部長に倫理審査申請書及び必要な添付書類を提出しなければならない。

- 2 教員が行う研究の場合は、本人（共同研究の場合は研究代表者）が、倫理審査申請書（別紙様式1—(1)号）によって申請するものとする。
- 3 学生の研究の場合は、本人が、倫理審査申請書（別紙様式1—(2)号）によって申請するものとする。
- 4 当該学部長は、前項の申請を受理した場合は、委員会に審査を付託しなければならない。

(審査)

第5条 審査は、委員会規程第8条の規定により、書面審査により行う。

- 2 審査の判定結果は、出席委員の過半数の同意を必要とする。
- 3 委員会は、申請者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 4 委員会は、学内又は学外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(基準)

第6条 委員会の審査は、次の各号に基づき検討しなければならない。

- (1) 対象となる人の人権の擁護
 - (2) 対象となる人の理解を求め、同意を得る方法
 - (3) 予測される学問的・社会的な貢献
 - (4) 対象となる人への危険性と不利益
 - (5) その他倫理的問題に対する配慮
- 2 前項に基づき検討する事項は次のとおりとする。
 - (1) 課題名
 - (2) 研究の目的、社会的意義及び有益性
 - (3) 研究対象及び方法（予定対象数・年齢層、研究実施期間、データの保持責任者及び保存期間等）
 - (4) 研究の対象となる個人及び家族等の尊厳と人権擁護、個人情報保護についての方法
 - (5) 対象者への事前の説明及び自由意志による同意と撤回の自由、研究に関する問い合わせ先
 - (6) 研究協力に伴う対象者の利益、不利益及び対処法
 - (7) 研究結果の公表方法
 - (8) 研究助成金の有無（助成元との利害関係、利益相反等）
 - (9) 本学以外の研究倫理審査機関による承認の有無

(資料 10-2) 甲南女子大学研究倫理審査細則

(10) 確認事項 (研究実施機関・施設の責任者許可等)

(結果の通知)

第7条 委員会は、付託された申請について速やかに審査を行い、教員の場合は別紙様式2一(1)号、学生の場合は別紙様式2一(2)号によって、審査結果を申請者に通知する。

2 前項の通知は、別表に定める「承認」「条件付承認」「要確認」「再審査」「不承認」5段階で通知する。ただし、「条件付承認」「要確認」「再審査」及び「不承認」の場合は、その理由を付記するものとする。

3 審査結果に疑義がある場合、申請者は、書面をもって照会することができる。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則(改正)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

別表 倫理審査の判定基準

判定		判定の詳細
承認	変更・修正の必要がない。	研究計画には倫理的問題はないが、依頼書、承諾書、質問紙などの文言、説明の仕方、文字の大きさ、構成などに一部不適切な箇所があり、研究協力者・協力施設に提出した際に、理解しにくい、誤解を招く可能性がある、失礼にあたるなどの問題が懸念される場合は、修正点についてのコメントを添えて承認とする。
条件つき承認	研究計画に一部修正すべき点があるが、委員会として修正内容を確認する必要はない。	研究計画に一部倫理的な問題があり、修正を必要とするが、委員会の意見により容易に修正が可能であり、修正により新たな倫理的問題が発生する可能性がないと判断される場合。
要確認	研究計画に一部修正すべき点があり、再提出された計画書を委員長等が確認する必要がある。	研究計画に一部倫理的な問題があり、修正を必要とするが、委員会による再審査までは必要がなく、委員長等による改正点の確認でよい場合。
再審査	研究計画に一部修正すべき点があり、委員会で再度審査をする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画に一部修正すべき点があり、修正あるいは変更の方法によって新たな倫理的問題が発生する可能性があるため、委員会で再審査を必要とする場合。 研究計画の説明が不十分であり、提出された計画書では倫理的な判断ができない場合。
不承認	研究計画に大きな問題があり、倫理委員会として承認できない	倫理的に大きな問題があり、根本的に計画を変更する必要がある、あるいはテーマそのものが大きな倫理的問題を孕んでいる場合。

様式 略

(資料11)国内学術雑誌一覧

	雑誌名 (国内雑誌)	発行・出版社	刊行頻度
1	医療	医療同好会	月刊
2	看護 Nursing	日本助産婦看護婦保健婦協會編集	月刊
3	看護実践の科学	看護の科学社	月刊
4	看護展望	メヂカルフレンド社	月刊
5	日本公衆衛生雑誌	日本公衆衛生協会	月刊
6	エマージェンシー・ケア	メディカ出版	月刊
7	エキスパートナース	照林社	月刊
8	Infection Control	メディカ出版	月刊
9	Neonatal Care	メディカ出版	月刊
10	オペナーシング	メディカ出版	月刊
11	看護管理	医学書院	月刊
12	看護教育	医学書院	月刊
13	看護技術	メヂカルフレンド社	月刊
14	看護研究	医学書院	隔月刊
15	緩和ケア	青海社	隔月刊
16	学校保健研究	日本学校保健学会 家政教育社	隔月刊
17	がん看護	南江堂	隔月刊
18	クリニカルスタディ	メヂカルフレンド社	月刊
19	健康教室	東山書房	月刊
20	公衆衛生	日本醫學雑誌	月刊
21	公衆衛生情報	日本公衆衛生協会	月刊
22	こころの科学	日本評論社	隔月刊
23	子どもと健康	労働教育センター	年2回刊
24	コミュニティケア	日本看護協会出版会	月刊
25	産科と婦人科	診断と治療社	月刊
26	思春期学	日本思春期学会	季刊
27	周産期医学	東京医学社	月刊
28	消化器外科	メディカ出版	月刊
29	小児看護	へるす出版	月刊
30	助産雑誌	医学書院	月刊
31	健	日本学校保健研修社	月刊
32	整形外科看護	メディカ出版	月刊
33	精神医療	批評社	季刊
34	精神科看護	日本精神科看護協会	月刊
35	精神看護	医学書院	隔月刊
36	日本がん看護学会誌	日本がん看護学会	年3回刊
37	日本創傷・オストミー・失禁管理学会誌	日本創傷・オストミー・失禁管理学会編集委員会	年刊
38	認知症介護	日総研出版	季刊
39	ペリネイタル・ケア	メディカ出版	月刊
40	訪問看護と介護	医学書院	月刊
41	保健師ジャーナル	医学書院	月刊
42	母性衛生	日本母性衛生学会	季刊
43	臨床老年看護	日本総合研究所医療看護グループ・日総研出版	隔月刊
44	老年看護学：日本老年看護学会誌	日本老年看護学会学会誌編集委員会	年2回刊
45	助産師：日本助産師会機関誌	日本助産師会出版部	季刊

(資料12)外国学術雑誌一覧

	雑誌名 (外国雑誌)	発行・出版社	刊行頻度
1	Cancer nursing : an international journal for cancer care	Masson	隔月刊
2	The American journal of nursing	J. B. Lippincott Co. for the American Journal of Nursing Co.	月刊
3	International journal of nursing studies	Pergamon Press	月刊
4	International nursing review	International Council of Nurses	季刊
5	Journal of advanced nursing	Blackwell Scientific	月刊
6	Journal of pediatric nursing	Grune & Stratton	隔月刊
7	Nurse education today	Churchill Livingstone	月刊
8	Nursing outlook	American Journal of Nursing	隔月刊
9	Nursing research	American Journal of Nursing Company	隔月刊
10	Qualitative health research	Sage Periodicals Press	月刊

資料13は省略

(資料 14) 甲南女子大学大学院看護学研究科長期履修制度規程

○甲南女子大学大学院看護学研究科長期履修制度規程

平成24年 2月 8日

最近改正 平成27年 9月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲南女子大学大学院学則第3条の2第2項の規定に基づき、長期履修制度について必要な事項を定める。

(長期履修学生)

第2条 長期履修制度の適用を受け計画的に3年間で当該課程を修了する学生を看護学研究科長期履修学生（以下「長期履修学生」という。）という。

(資格)

第3条 長期履修制度の適用を申請できる者は、本学大学院看護学研究科が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）で、職業を有している等の理由により修士課程においては2年間、博士後期課程においては3年間で修了することが困難な状況にあるものとする。

(申請手続)

第4条 長期履修制度の適用を希望する入学予定者は、入学手続案内で定める時期までに、次の書類を当該研究科委員長へ提出しなければならない。

- (1) 申請書（所定様式）
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有する者に限る。）
- (3) その他必要と認める書類

(許可)

第5条 長期履修制度の適用の決定は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(長期履修期間)

第6条 長期履修学生として計画的に教育課程を履修することを認められる期間は、修士課程は3年、博士後期課程は4年とする。

(学費)

第7条 学費については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修期間である修士課程3年、博士後期課程4年を終了してもなお修了できずに在学する場合について、その学費の額は、長期履修制度の適用を受けない学生と同額とする。

(取り止め)

第8条 長期履修学生が長期履修制度の適用の取り止めを希望する場合は、1年次の1月末までに、必要な書類を教務課を経て当該研究科委員長へ提出しなければならない。

2 長期履修制度の適用の取り止めの決定は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(事務)

第9条 長期履修制度に関する事務は、看護リハビリテーション学部事務室において取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、看護学研究科委員会の議を経て大学評議会の議決によるものとする。

(雑則)

第11条 この規程の実施についての必要事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年9月30日から施行する。ただし、平成27年度入学生につ

(資料 14) 甲南女子大学大学院看護学研究科長期履修制度規程

いては、なお、従前の例による。

附 則

この規程（改正）は、平成30年4月1日から施行する。

(資料 15-1) 甲南女子大学大学評価委員会規程

○甲南女子大学大学評価委員会規程

平成15年4月1日

最近改正 平成27年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法第109条第1項に基づき、甲南女子大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するための自己点検・評価活動及び同法第109条第2項で定める認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(認証評価)

第2条 本学は、自己点検・評価の結果について7年以内の期間において、認証評価を受けなくてはならない。

(委員会)

第3条 本学に、自己点検・評価及び認証評価に関する業務を取り扱う甲南女子大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）及び大学評価資料収集編纂等会議（以下「編纂等会議」という。）を置く。ただし、編纂等会議に関する事項は、別に定める。

(任務)

第4条 委員会は、本学の教育研究に関する活動状況並びに組織、施設・設備、運営、財政等の各状況について、全学的観点に立って自己点検・評価及び認証評価を行い、その結果を公表するものとする。

(構成)

第5条 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 大学

- ア 学長
- イ 大学評価担当副学長
- ウ 学部長
- エ 研究科委員長
- オ 教務部長
- カ 入試部長
- キ 学生生活部長
- ク 就職部長
- ケ 図書館長
- コ 対外協力センター長
- サ 保健センター長
- シ 全学FD委員長

(2) 法人及び法人・大学事務局

- ア 常務理事
- イ 事務局長
- ウ 事務局次長
- エ 学園参事
- オ 内部監査室長
- カ 経営企画課長
- キ 総務課長
- ク 経理課長
- ケ 管財課長
- コ 広報課長
- サ IT管理課長

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に、委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(資料 15-1) 甲南女子大学大学評価委員会規程

- 3 大学評価に係る組織について、別表を定める。
(委員長)
- 第6条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統轄する。
(副委員長)
- 第7条 委員会に、副委員長を2名置く。
- 2 副委員長は、委員の中から、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によって、委員長の職務を代行する。
(委員会の運営)
- 第8条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会に議長を置き、前条第3項に規定する順位1位の者がこれに当たる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
(審議事項)
- 第9条 委員会は、第4条に規定する任務を遂行するため、次の事項について、審議決定し、実施する。
- (1) 自己点検・評価の実施方法に関する事項
 - (2) 自己点検・評価の実施スケジュールに関する事項
 - (3) 自己点検・評価項目に関する事項
 - (4) 自己点検・評価単位に関する事項
 - (5) 自己点検・評価の自己判定に関する事項
 - (6) 自己点検・評価の総括に関する事項
 - (7) 自己点検・評価結果からの方策に関する事項
 - (8) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
 - (9) その他自己点検・評価に必要な事項
 - (10) 認証評価全般に必要な事項
- 2 委員会は、第4条に規定する任務を遂行するため、それに係る各機関に対して協力を求めることができる。
- 3 委員会は、第1項の規定により収集及び整理した資料を各機関の求めに応じて提供するものとする。
- 4 委員会は、第1項の規定により資料を分析した結果については、必要に応じ、学内に広く開示するものとする。
(結果の報告及び公表)
- 第10条 委員会は、必要に応じ、自己点検・評価の結果及び認証評価について報告書を作成しなければならない。
- 2 前項の報告書は、委員会の議を経て公表する。
(結果の反映)
- 第11条 学長、学部長及び部局等の長等は、委員会から報告された自己点検・評価及び認証評価に基づき、必要な改善に努力し、本学の将来的な計画に反映させていくよう努めなければならない。
(学部委員会)
- 第12条 各学部、各学部に、当該学部における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うことを目的とする委員会を置くことができる。
- 2 学部委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、当該学部が定める。
(議事)
- 第13条 委員会の議事は、事務局経営企画課が行う。
(委任)

(資料 15-1) 甲南女子大学大学評価委員会規程

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会の議決による。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

別表 甲南女子大学大学評価に係る組織

大学評価の基礎となる組織 (自己点検・評価単位)	大学評価委員	編纂等会議員
甲南女子大学	学長	総務課長
	大学評価委員会副委員長	経営企画課長
文学部	文学部長	文学部事務長
人間科学部	人間科学部長	人間科学部事務長
看護リハビリテーション学部	看護リハビリテーション学部長	看護リハビリテーション学部事務長
大学院人文科学総合研究科	人文科学総合研究科委員長	教務課長
大学院看護学研究科	看護学研究科委員長	看護リハビリテーション学部事務長
学術研究支援室	学長	学術研究支援室事務長
教務部	教務部長	教務課長
教務委員会		教職支援センター事務長
入試部	入試部長	入試副部長
入学試験委員会		入試課長
学生生活部	学生生活部長	学生生活課長
学生生活委員会		
保健センター	保健センター長	保健センター事務長
保健センター管理運営委員会		
学生相談室		
就職部	就職部長	就職課長
就職委員会		
対外協力センター	対外協力センター長	社会貢献室事務長

(資料 15-1) 甲南女子大学大学評価委員会規程

		国際交流室事務長
図書館	図書館長	図書館事務長
図書館委員会		
全学FD委員会	全学FD委員長	学術研究支援室事務長
大学評価委員会	大学評価委員会委員長	経営企画課長
その他	学長が指名した者	学長が指名した者
法人及び法人・大学事務局	常務理事	総務課長
	事務局長	事務局長
	事務局次長	事務局次長
	学園参事	学園参事
	内部監査室長	内部監査室長
	経営企画課長	経営企画課長
	総務課長	総務課長
	経理課長	経理課長
	管財課長	管財課長
	広報課長	広報課長
	IT管理課長	IT管理課長

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
第1章 学部の教育理念・目標 1.1 教育理念 1.2 目的・目標 1.2.1 学部 1.2.1.1 看護学科 1.2.1.2 理学療法学科 1.2.2 大学院	1.当該教育課程の教育理念と目標は、看護学・理学療法学教育に相応しい内容であり、学内で共有されていること	1)教育理念・教育目標の記述内容は確認しているか 2)記述内容は適切であるか 3)明示・公表しているか 4)学内での共通認識はされているか 5)当該大学の理念・目標との関連性は適切であるか
	2.当該教育課程で育成しようとする人材像を示し、課程を修めることにより付与できる資格を公表していること	1)育成する専門職者像の記述は、適切な考え方と内容であるか 2)志願者に正しく伝わる内容であるか 3)入学後の学生自身の目標形成に有効であるか 4)付与できる資格等の明示は正確で分かりやすいか 5)適切に公表しているか
	3.当該大学の設置主体は、当該教育課程での教育研究活動に対して、それを支える方針や考えを明確にしていること	1)当該課程の教育研究活動の位置づけが設置主体側に確実に支持されているか 2)当該課程の人材育成にかかわる社会的使命の議論が設置主体の側で十分になされ、価値の評価がされているか 3)学生、教職員を含む学内関係者が当該課程の社会的使命につき共有する(内部議論)努力をしているか
	4.当該教育課程は自大学の独自性を含む編成方向であること	1)教育課程は、自大学の独自性を持つ編成であるか
1.3 中期目標・中期計画 1.3.1 学部 1.3.1.1 看護学科 1.3.1.2 理学療法学科 1.3.2 大学院 1.3.3 学部事務室	1.中期的な計画に理念及び教育目的が反映されていること	1)理念及び教育目的が反映された中期計画か 2)中期計画は達成可能であるか 3)中期計画の達成状況を評価をし、次期の中期計画に活かされているか
第2章 組織と運営 2.1 組織(構成) 2.1.1 学部 2.1.1.1 看護学科 2.1.1.2 理学療法学科 2.1.2 大学院	1.看護学・理学療法学教育を実施するのに相応しい教員組織編制となっていること	1)看護学・理学療法学教育に相応しい教員組織編制か 2)当該教育課程の目的・理念に即した教育研究組織編制か 3)教員確保のための基本方針を有し、教員が適切に確保されているか
	2.当該教育課程の目的・理念を達成するため、教養教育・専門関連科目の体制が適切に整備され、機能していること	1)教養教育・専門関連教育の実施体制は、当該教育課程の教育体制として適切か 2)大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか 3)方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。
	3.当該教育課程の看護学・理学療法学教育研究の責任者が、組織上適切に位置づけられていること	1)当該教育課程の責任者の位置づけは適切であるか 2)責任者は適切に十分機能を果たしているか
	4.当該教育課程の教育・研究活動に係わる重要事項を審査するための機関が設置されていること	1)重要事項を審議するための管理機関の位置づけと、実際の機能は適切であるか
	5.教育課程の目標達成に必要な教員及び支援者が適切に確保されていること	1)当該教育課程に、質・量両面において十分な教員が確保されているか 2)看護学・理学療法学の主要科目を担当する教員が配置されているか 3)臨地実習指導者が大学及び実習施設に確保されているか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	6.採用・昇格の基準等において、法令(※)に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※ 学校教育法第92条、その他盤大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照	1)教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか
	7.教員の教育活動を支援する仕組み・体制が整備されていること	1)教員の担当する授業時間数が、十分な授業準備をすることができる程 2)教育に必要な教材を準備するための支援がなされているか
	8.教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされているか	1)研究時間の確保がなされているか 2)研究費獲得の支援がなされているか 3)研究のための特別な制度があるか 4)研究のための種々の制度は活用されているか
	9.教員へのハラスメント予防策がとられ、対応策が整備されていること	1)アカデミック/セクシャルハラスメントへの予防策が学内で周知徹底されているか 2)アカデミック/セクシャルハラスメントへの対応策が整備されているか 3)アカデミック/セクシャルハラスメントへの対応が組織的に行われているか 4)アカデミック/セクシャルハラスメントへの対応策が教員に周知されているか
2.2 法人および大学の各管理運営機関とのコミュニケーション	1.法人および各管理運営機関とのコミュニケーションがとられていること	1)法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーション 2)法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性を有しているか 3)リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営となっているか
2.3 教授会・研究科委員会組織、役割等 2.3.1 学部 2.3.1.1 看護学科 2.3.1.2 理学療法学科 2.3.2 大学院	1.学部教授会は、当該教育課程の運営に必要な事項を適切に取り上げていること	1)当該教育課程が直面した課題に関して適切な対応ができていないか 2)教授会は看護・理学療法学科長(当該教育課程の責任者)によって適切に連携・協力できているか 3)当該教育課程の責任者に対しては、必要に応じた権限委譲ができていないか
	2.学部教授会は当該教育課程等が提起した課題を全学的意思決定にすするため適切な取り組みができていないこと	1)当該教育課程の教育活動及び研究活動に関する意思決定の体制を整備しているか 2)上記体制での意思決定が当該大学(組織全体)の管理・運営に反映される仕組みとして機能しているか
	3.学部教授会と評議会など全学的審議機関は適切に連携協力し、権限委譲がなされていること	1)教授会と審議機関(評議会など)との権限委譲が明確になっているか
2.4 学部・大学院運営 2.4.1 学部 2.4.1.1 看護学科 2.4.1.2 理学療法学科 2.4.2 大学院	1.教育活動を活性化するために適切な人材確保の方針があり、十分に確保されていること	1)教員活動活性化のために弾力的な人材確保がなされているか 2)教員がそれぞれの職位に相応しいキャリアアップをするために研修等に参加できるか
	2.臨地実習指導について、教員及び教育支援者に対する計画的な研修をしていること	1)教育支援者である臨地臨床側の実習指導者、教員の産休等代替要因である教育補助者の資質向上に向けた研修の取り組みがなされているか 2)看護学・理学療法学の発展に寄与する研究能力を有する教員が確保されているか
	3.当該教育課程の意思決定のプロセスが明確に確立され、適切に運用されていること	1)学科会議などでの意思決定過程が明確になっているか 2)学部内組織での意思決定過程は明確になっているか
	4.教員が大学運営に参加していること	1)学部教授会、学科会議などに参加しているか 2)授業や実習等で出席できない時でも審議に参加できる体制が整っていないか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
2.5 委員会組織・役割 2.5.1 全学委員会 2.5.2 学部・大学院委員会	1.当該教育課程の運営を主体的・組織的に取り組むための委員会活動体制が整備され、機能していること	1)教務・学生生活・就職対策など委員会活動体制があり、教職員連携により適切に機能しているか 2)委員会構成は適切か
2.6 事務組織・役割	1.当該教育課程の教育活動を支える事務組織体制が適切に整備され、機能していること	1)事務職員の組織体制は、当該教育課程の活動を支えるのに適切である 2)事務職員の配置は、当該教育課程の活動の特性を踏まえ、適切である 3)支援体制が適切にできているか 4)事務職員は当該教育課程の特性を把握して管理・運営上の支援ができていないか
2.7 予算	1.当該教育課程の教育研究の目的・目標を実現するうえで必要な予算措置が適切になされていること 2.当該教育課程にかかわる経費の分析がなされ、財政計画がつけられていること	1)教育に要する経費は適切に措置されているか 2)看護学・理学療法実習に伴う諸経費(施設料・指導謝金・指導旅費)などの確保が適切か 3)当該教育課程の教員は、教育等に必要予算措置要求過程に適切に関与できる仕組みがあるか 4)当該教育課程の教員は、教育等に必要予算の執行ができる仕組みか 5)当該教育課程の教員は、教材費・図書費に必要な予算の執行ができる仕組みか 1)当該教育課程に係る経費等の分析・検証、将来計画が取り組まれているか
第3章 学生の受け入れ 3.1 学生の受け入れ方針 3.1.1 学部 3.1.1.1 看護学科 3.1.1.2 理学療法学科 3.1.2 大学院	1. 当該教育課程が求める学生像や入学者選抜の方針を明確に定めていること 2. 当該教育課程の入学者受け入れ方針に沿って、適切な選抜方法を採用していること	1) 理念・目的に適合した学生像と選抜方針か 1)一般選抜・推薦・社会人選抜など、採用方式は実質的に適切な選抜方法として機能しているか 2)当該教育課程の求める入学者を選抜するために、面接試験などを適切に行なっているか
3.2 学生の受け入れ方針の周知 3.2.1 学部 3.2.1.1 看護学科 3.2.1.2 理学療法学科 3.2.2 大学院	1. 当該教育が求める学生像や入学者選抜の方針を定めた内容を、わかりやすく公表していること 2. 当該教育に関する特徴について、社会に向けた周知活動を行っていること 3. 社会一般に対して、入学者選抜の方針を周知・公表していること	1) 高校生にわかりやすい言葉で明示しているか 1)当該教育の特徴を踏まえながら、教育の目的・目標についての説明がなされているか 2)当該教育が求める学生像や、入学後の教育について説明がなされているか 3)受験対象者別にわかりやすい工夫がされているか 1)公的な刊物、ホームページ等によって周知する方法が機能しているか 2)社会一般に対して公表されているか
3.3 学生の募集・選抜方法 3.3.1 学部 3.3.1.1 看護学科 3.3.1.2 理学療法学科 3.3.2 大学院	1. 入学者選抜方法を検証して改善措置への取り組みが図られていること 2. 当該教育の選抜方法に相応しい実施体制であること 3. 正確性・機密性を保つ成績管理システムが確立されていること 4. 試験問題・解答の公開など、透明性のある対応が図られていること	1)試験科目・試験方法の適切性を検証しているか 2)入学方法に関する評価を担当する委員会等の組織をもち、機能させているか 1)適切な試験体制であるか 2)入試実施体制の評価に基づき、改善する仕組みがあるか 1)試験問題作成過程では、問題および採点基準の適切性を担保する点検システムを確立し、実行しているか 2)採点作業は、基準に基づき、組織的・計画的に実施しているか 3)成績データの正確性を担保する点検システムは機能しているか 1)採点基準・評価基準を公開しているか 2)受験者の得点の公開は、当事者が確認できるような対応か

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	5. 入学定員の設定が適切であること	1)看護学・理学療法学の教育課程を展開するのに適切な定員規模か 2)定員は教職員構成や設備状況との関連で適切か
	6. 入学者決定過程は適切であること	1)入学者数は適切か 2)入学者及び入学者数の決定に教員が適切に参画しているか
第4章 教育課程 4.1 教育課程 4.1.1 学部 4.1.1.1 看護学科 4.1.1.2 理学療法学科 4.1.2 大学院	1. 当該教育課程の教育理念・目標及び人材育成像に相応しい課程編成方針(成り立ち、授業科目の設定意図)が明示されていること	1)方針・考え方を捉える視点が適切であるか 2)理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定しているか 3)学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針、課程の体系的性、学部・研究科ごとに設定しているか 4)公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表・共有しているか 5)看護学・理学療法学の学士課程としての独自の開発の実績が確認され
	2.教育理念・目標・教育課程の成り立ち、授業科目の設定意図、学修の進度・段階などが十分説明されていること	1)教育課程の編成方針や課程の体系的性を説明しているか 2)学生は履修計画を自分でつくれるか 3)教養教育の目的・目標を学生に十分説明し、理解されているか
	3.教育課程全体として体系的性、教養教育・専門教育の適切性が確認でき明示されていること	1)看護学・理学療法学への導入が適切にできる体系か 2)学習の順序性が適切であるか 3)学士課程としての教養教育であるか 4)専門関連分野の教育内容はその位置づけが適切であるか 5)専門科目の構成・内容が適切であるか
	4.教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にし、その検証プロセスを適切に機能させて改善につなげていること	1)授業評価以外の取り組みが行われているか 2)実習・実践能力向上に向けた取り組みがなされているか
	5.教養教育の授業科目は、人材育成の目的・目標に沿った教育内容で構成していること	1)人材育成の基盤として位置づけているか 2)目的・目標を全教員が共有する機会があるか 3)目的・目標の履修指導をしているか
	6.授業科目は、看護学・理学療法学の専門の基礎を効果的に教授する科目構成と内容で体系化していること	1)当該課程の理念・目標に沿った独自の編成であるか 2)各科目の目標(到達レベル)を明示しているか 3)臨地実習等体験学習は、講義・演習科目と連動した看護学・理学療法学の学士課程又は看護学・理学療法学の授業科目として位置づけているか 4)臨地実習は、効果的に展開する工夫をしているか 5)看護・理学療法倫理教育を実施しているか (看護・理学療法倫理を講義・演習において教授できているか)

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	7.専門関連科目は看護学・理学療法学を学ぶために必要な関連分野について、各授業科目の目的・目標を示し、適切な体系化をもった教育内容であること	1)授業担当者は、当該課程上の科目設定目的・目標を共有しているか 2)専門科目の授業展開への発展的利用を指導しているか 3)専門科目教育にいかされる有効な連携が図れているか 4)高校での理系既修得状況を配慮しているか
	8.当該教育課程の修了にあたり修得しておくべき学習成果、その達成のための単位認定、卒業要件、修了要件等を明確にした学位授与方針を設定していること	1)単位認定、進級および卒業・修了認定の基準の明確化とその厳正な適用がなされているか(卒業単位要件表を挿入し、必要に応じて学部・研究科ごとに記述すること) 2)修了認定の評価項目・基準が明示されているか 3)評価項目は教育目標と合致しているか 4)修了認定基準が学生に周知されているか
	9.卒業時到達目標である看護・理学療法実践能力(技術・看護・理学療法実践の理論)の修得レベルを適切に確認・指導していること	1)卒業時取得すべき看護・理学療法実践能力の修得レベルの確認が行われているか 2)看護・理学療法職者の生涯学習の出発点に相応しい指導がおこなわれているか
	10.学位授与状況が適切であること	1)修了者数が入学者数に対してバランスを失っていないか
	11.当該教育課程における学位論文指導体制が整備されていること	1)学位論文作成のプロセスが明示されていること 2)学位論文の指導体制が明示されていること 3)海外に渡航しての学術調査について規定があること
	12.学位論文作成過程における倫理的配慮がなされていること	1)倫理審査に関する規定が整備され、機能していること 2)研究対象者が十分に保護されていること 3)研究フィールドへの影響を配慮できていること 4)学生の権利が守られていること
	13.当該教育課程における学位論文の評価基準が明確化していること	1)学位論文審査の評価項目と評価基準が明示されていること 2)当該教育課程における各専門分野の論文として評価基準が明確にされていること
	14.研究成果の公表について明示されていること	1)研究成果の公表に関する取り決めがあること 2)海外への公表に対して配慮されていること
	15.論文審査、最終試験等に関する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること	1)手続きの規定があるか 2)手続きの規定が明示されているか 3)手続きが学生に周知されているか 4)学生が保護されているか
4.2 教育活動	1.教育目的、目標、履修方法などのガイダンス及び履修指導を適時実施していること	1)具体的なレベルで履修指導をしているか 2)入学時や学期開始時など定期的なガイダンス・履修指導を実施している
4.2.1 学部 4.2.1.1 看護学科 4.2.1.2 理学療法学科	2.履修指導の実施企画は常に見直されていること	1)ガイダンスや履修指導の方法を、常に改善していく姿勢がみられるか 2)効率的な教育実施のために、各科目間の有機的な連携が図れているか 3)改善にむけた取り組みがなされているか
4.2.2 大学院	3.科目単位認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること	1)手続きの規定があるか 2)手続きの規定が明示されているか 3)手続きが学生に周知されているか 4)学生が保護されているか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	4. 社会人入学制度がある場合、具体的配慮が明示されていること	1) 大学院設置基準の14条特例が適用され、適切に実施されているか 2) 長期在学制度がある場合、その履修課程が明示されているか
	5. 遠隔教育が行われている場合、具体的配慮が明示されていること	1) 遠隔教育用の施設が整備されているか 2) 教員からのレスポンスが適切に実施されているか 3) 進捗の評価が適切にできているか
	6. 教育活動を企画・運営・実施する組織は、適切に構成され、機能していること	1) 教務委員会等は、教育活動を共同で計画・実施する組織構成となつて 2) 教育の組織的活動は、専門・専門関連・教養の各科目におよび適切に機能しているか 3) 臨地実習を計画・運営する組織は、適切に構成され、機能しているか 4) 臨地実習を実施する体制(教員・指導者・外部機関との連携)は、適切に構成され、機能しているか 5) 教授会等意思決定機関との関連は適切に機能しているか 6) 職務委員会等の授業担当者との連携は適切であるか
	7. 教員の組織的取り組みと事務組織の活動との連携が適切に機能していること	1) 事務組織の関わりは適切であるか
	8. 教育活動の改善充実に向け、組織的な取り組みをしていること	1) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて評価結果のフィードバックを行い、教育活動改善にむけて定期的な見直しをしているか 2) 学外の実習施設とは、会議等による連携が図れているか
	9. 当該教育課程の学生による講義・演習・臨地実習に関する授業評価が、倫理的配慮を踏まえて実施されていること	1) 授業評価の目的・方法および評価結果の取り扱いについて学生に説明・同意を得ているか 2) 評価方法の妥当性が検討されているか
	10. 臨地実習体験に基づき、理論と実践を一体化した教育を工夫していること	1) 理論と実践との結びつきを十分理解させる努力をしているか
	11. 臨地実習の過程では、看護・理学療法対象者との人間関係形成方法の基礎習得を十分教授できていること	1) 人間関係(援助関係)形成過程における個人別学習支援をしているか
	12. 当該教育課程における倫理的配慮が確実になされていること	1) 実習の実施に関して、個人情報保護等倫理的配慮について、管理・運営上の措置が行われているか 2) ケア対象者(看護・理学療法サービスの利用者)の人権を尊重する具体的方法を教授しているか 3) 臨地実習の「実習倫理指針」と「手続き」が明確であり、教授されているか 4) 実習倫理のあり方、具体的方法については、実習施設側の指導者に認識され、かつ教育される環境が整っているか
	13. 専門職者の提供するケアが、常に方法開発しつつ実施されていることが伝えられていること	1) 専門職者の実践がいつも個別状況に応じた方法で開発されていることを学生が実感できるよう、配慮しているか 2) 臨地実習施設で、専門職者による実践研究の必要性を伝えているか
	14. 確実に感染症対策と安全管理にかかわる対策学生への指導がなされていること	1) 学生自身及びケア対象者(看護・理学療法サービスの利用者)双方の健康と安全の保護における対策の必要性を学生に指導しているか 2) 予防接種などに対する大学側の取り組み体制や経費負担などは十分か 3) 感染症発症時の危機管理体制は十分か
	15. 実習中の事故に対する対応方法が定められ学生に指導されていること	1) 実習中の自己対策が明示され、学生へ十分説明しているか 2) 教職員・実習場の指導者と共通認識しているか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	16.学生の国際性の涵養がはかられていること	1)海外の大学との単位互換制度はあるか 2)学生の海外研修の機会があるか (オーストラリア、イギリス、サンフランシスコ、カナダ等) 3)留学生を受け入れているか 4)外国人教員による指導の機会があるか
	17.各授業科目の評価は、授業目標・到達目標に沿って厳格になされていること	1)各授業科目の評価基準を学生に明示・説明しているか 2)成績評価への疑問・不服等の受け止めや事後指導の体制は整っている
	18.評価にかかわる教員は評価基準を共有していること	1)教員間で判定基準を共有しているか 2)科目ごとに、授業目標・到達目標の特性を考慮した評価基準を策定して 3)当該課程の実績分析に基づき、組織的な議論がなされているか
4.3 研究・学修の環境 4.3.1 施設・設備	1.当該教育課程のカリキュラムの展開にふさわしい施設・設備が学内・外に整備されていること	1)看護学・理学療法学科目を教授するための演習室・実習室が適切に設置されているか 2)実習用モデルなど機器・備品の更新が適切に行われているか 3)授業に使える場所が確保されているか 4)学生が自主学習できる場所が確保されているか 5)自主学習の場所をえる時間が制限されていないか 6)コンピュータの台数が十分であるか 7)コンピュータを使う時間が制限されていないか 8)実習室では、自主学習ができるよう管理・指導体制ができているか 9)看護・理学療法展開の基本を伝えるようにふさわしく常時管理され、使用ルールを共有しているか 10)実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されているか 11)臨地実習が適切に実施できるための施設数が確保されているか 12)臨地実習施設にはカンファレンスルーム・更衣室が整備されているか 13)臨地実習施設には、実習用の図書・資料・材料等が整備されているか 14)臨地実習を行なうに適した施設の確保は当該大学の責任において実施されているか
	2.医療廃棄物処理法に基づいた安全管理体制が整備され、教職員・学生に周知されていること	1)看護・理学療法実習室での医療安全管理対策ができているか 2)医療廃棄物処理設備の使用原則につき、学生への教育が来ている
	3.当該教育課程の臨地実習等学外施設は、大学の責任において確保する努力がなされていること	1)当該教育課程の学外の教育研究協力施設化確保の重要性が十分認識されているか 2)看護学・理学療法の学外実習施設の恒常的確保が大学の責任で取り組まれているか 3)臨地実習施設との契約などの仕組みは適切であるか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
4.3.2 図書館	1.当該教育課程に必要な図書館は、構成員(学生)が十分に活用できるような図書・雑誌・その他資料が十分に整備されており、サービス体制が整っていること	1)当該教育課程の教育に必要な図書・雑誌が整備されているか 2)教育・研究・学習するのに十分な量確保されているか 3)電子ジャーナルが整備されているか 4)図書・雑誌の検索機能が整備されているか 5)配置場所・開館時間(特に実習との関連)は、学生の利用の便に配慮されているか 6)図書館のホームページが整備されているか 7)学生のニーズに適合した図書・資料等が配備される仕組みがあり、整備されているか
第5章 学生生活支援体制 5.1 修学支援	1. 当教育課程の学生の修学支援の方針を特性を踏まえながら定めていること	1)修学支援 関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか 2)その方針を教職員で共有しているか 3)方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか
	2. 修業年限内での課程卒業率率は適切であり、必要な対策がとられていること	1)入学年次別の卒業率分析と初期の目的を達成できない理由分析、その対策が適切に実施されているか 2)円滑な修学を促す対策に取り組んでいるか
	2. 妊娠中・育児中の学生への配慮がなされていること	1)妊娠中・育児中に必要である体制が整備されているか 2)妊娠中・育児中の学生に支援体制について周知しているか
5.2 資格取得支援	1. 学習支援体制がなされていること	1)学生の学習促進につながる体制か 2)支援活動についての評価体制があるか
	3. 卒業時の免許取得状況が適切であること	1)入学年次別における各種免許の種類別取得者状況は適切であるか 2)各種免許の国家試験合格率は適切であり、また、不合格者への対策は整っているか
5.3 就職支援	1. 学生に対する就職情報の提供や就職相談・指導体制が整備され、適切に実施されていること	1)学生への進路指導方針は的確であるか 2)採用情報・施設情報の提供が適切か
	2. 卒業後の就職状況が当該課程の社会的使命を達成するに相応しい現状であること	1)当該課程が目指す領域への就業状況を点検、評価しているか 2)実績分析データを持っているか 3)卒業後の活躍状況を追跡できる仕組みができていないか 4)当該教育課程の人材育成目標を達成しているか
	3. 学生の進路選択に関わる必要な体制を整備していること	1)学生の進路選択に関わるガイダンスを実施しているか 2)キャリアセンター等を設置し、機能しているか 3)キャリア形成支援教育が適切に実施されているか 4)組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備しているか
5.4 健康保持増進	1. 心身の健康相談のために、専任の専門職者が配置され、機能していること	1)保健師・看護師・校医を配置し、健康相談を行っているか 2)カウンセラーによるカウンセリングを常時行っているか 3)学生の健康相談、カウンセリングの利用状況分析を行っており、その後の対策は適切であるか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	2. 当該教育課程の学生の心とからだの健康管理に関して、適切な対策を実施していること	1)健康管理の対策(方針・責任体制・組織図)が示され、常に進行管理を行なっているか 2)健康管理に関わる校医・看護・理学療法職・カウンセラーとの連携を適切に行っているか 3)健康問題発生時の対応における責任体制・仕組みが適切であるか 4)健康管理指導と学業の指導とが必要な距離をもって連携できる体制で行なっているか(担当教員と校医、カウンセラー間などで)
	3. 心身の健康相談体制について学生のプライバシー及び利便性が配慮されていること	1)個別対応・管理運営の全プログラムを通して、個人情報の保護が的確であるか 2)来談予約などのシステムは的確であるか
5.5 福利・厚生	1. 当該教育課程の学生に対して、生活の安全確保・管理に関して、適切な対策がなされ実行されていること	1)学内・外における多様な課題に対し、安全確保対策(方針・責任体制・組織図)があり、関係者・機関と連携を含めて、組織的に取り組んでいるか 2)安全管理の諸対策は学生に周知しているか 3)必要なマニュアルは整備され、関係者で共有しているか
	2. 学生が学業を継続するに当たって、福利・厚生が準備されていること	1)福利・厚生はどのような内容・仕組みか 2)どのような奨学金制度か
5.6 ハラスメント対策	1. 各種ハラスメントに対応する体制が整備され、学生が利用できていること	1)学内において諸種のハラスメント防止対策があり、教職員、非常勤講師等、学生にかかわる者に共有され、組織的に取り組んでいるか 2)学外実習などにおけるハラスメント防止対策があり、実習施設との共有ができていないか 3)上記1)2)のハラスメント対策を学生へ周知・指導し、相談体制ができていないか
5.7 経済支援	1. 経済的問題への相談および支援体制があり、適切に機能していること	1)家庭への緊急事態発生を含めて経済的問題への相談・対応ができていないか 2)施設固有の奨学金の相談・指導が適切か
5.8 卒業生支援	1. 卒業生の支援体制が機能的に運営されていること	1)卒業生がフォローアップされているか 2)卒業教育支援体制があるか 3)専門職として、社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われているか
第6章 研究・社会活動	1.看護学・理学療法学の教員が、研究に取り組むのに相応しい研究費を	1)当該教育課程の教員の研究費の確保が適切になされているか
6.1 研究活動	2.看護学・理学療法学の教員は、外部資金の確保を適切に実施していること	1)科研費等、外部資金確保のための申請が適切になされ、当該教育課程の教員の研究費の確保が適切になされ採択されているか
6.1.1 看護学科・大学院	3.教員のための研究室・研究環境を整備し、研究活動を支援するための配慮がなされていること	1)国立情報学研究所のGeNiiや他の図書館とのネットワークを整備する等、学術情報へのアクセスが充実しているか 2)研究専念時間の設定等、教員の研究機会を保障しているか 3)研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置が図られているか 4)研究費獲得の支援がなされているか 5)研究のための特別な制度があるか 6)研究のための種々の制度は活用されているか
6.1.2 理学療法学科	4.看護学・理学療法学の教員が実践家と学術的交流を行い、他機関との共同研究を行っていること	1)教育・研究領域でフィールドを開拓しているか 2)実践家と協働し、実践の改革に取り組んでいるか 3)他機関との共同研究を行っているか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	5.看護学・理学療法学の教員は、それぞれの専門性にかかわる教育及び学術的発展を支える研究をすること	1)演習・実習などの実施プロセスで直面する課題を個人及び教員組織で研究し、改善しているか 2)実習施設の看護学・理学療法学実践を充実・向上のための研究に取り組んでいるか
	6.看護学・理学療法学の教員は研究成果の公表を適切に実施していること	1)教育を発展させる研究活動を行い、成果を報告しているか 2)自己の専門性に応じた研究活動を行い、当該分野の学会報告活動などを行っているか
	7.国際的な研究活動を行っていること	1)論文は国際誌に掲載されているか 2)海外の大学と共同研究を行っているか 3)海外をフィールドとした研究を行っているか
6.2 社会活動(社会連携・社会貢献活動)	1.各教員が当該教育課程の教員としての専門性を生かした社会活動に取り組んでいること	1)教員が自己の専門性に基づき社会活動を行い、成果を報告しているか 2)大学として、専門性にふさわしい社会貢献活動を組織的に強化する仕組みがあるか
	2.当該教育課程の教員は実習施設等へのかかわりの中で、当該施設の看護・理学療法サービス向上への取り組み(実習施設での講義・研修会開催や共同研究の実施等)ができていること	1)実習施設等の看護・理学療法職者との連携・共通認識のもとに研究的取り組みがなされているか 2)実習施設等の看護・理学療法者との連携で実績評価がなされているか
	3.看護職・理学療法職向け実施の研修等が、専門性を深めるための生涯支援に有用な取り組みとなっていること	1)看護職・理学療法職向けの研修を意図的に取り組んでいるか 2)実施内容が看護・理学療法職者の専門性を高めるために有効であることを立証できるか
	4.研究活動及び社会活動において、看護学・理学療法学の発展を目指す諸活動が十分に位置づけられ、適切に評価されていること	1)当該教育課程における看護学・理学療法学の発展を目指す諸活動が、当該大学において適切に評価され、位置づけられているか 2)当該課程の教員集団の実績について、活動に関係のある外部者、看護・理学療法専門職者からの評価を受けているか 3)社会活動について実績を公表しているか(研修会開催数など)
第7章 自己点検自己評価 7.1 教員による自己評価 7.1.1 授業・教育	1.教員は授業を自己評価し、授業評価に基づく教育力向上の取り組みをしていること	1)教員自身が自分の授業を評価し、受講学生の視点から改善するしくみがあるか 2)学生による授業評価に基づき、授業改善の取り組みを組織的にこなしているか
	2.教員同士で授業を評価し、改善する仕組みをもっていること	1)教員同士がピアレビューして自分では気づかなかった改善すべき点を互いに共有しているか
	3.教員は当該教育課程の教育に十分貢献していること	1)当該教育課程の教員として、目的とする教育活動に貢献しているか
	4.教員は当該教育課程の運営に適切に参加していること	1)委員会委員など、教員の職位等背景に相応しい運営参加をしているか 2)当該課程の研究組織に相応しい役割分担について、方針があり、実績を分析しているか
7.1.2 研究活動	1.研究活動の評価が適切であること	1)最近の研究上の業績が示され、研究活動が担当する教育内容に反映されているか
7.1.3 大学運営参加	1.各教員の大学運営参加について、自己評価を組織的に実施し、教員同士で評価する仕組みがあること	1)教員が大学あるいは当該教育課程の運営への参画状況を自己評価できているか 2)教員同士がピアレビューして改善の取り組みを行っているか
	2.所属委員会等は、活動状況を自己点検・評価する仕組みをもち、実行していること	1)所属委員会等の委員同士の活動状況の評価をしているか

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
7.1.4 社会連携・社会貢献活動	3.大学運営参加実績を当該教育課程の責任者が評価する仕組みをもっていること	1)大学運営参加実績が当該教員の業績評価に反映できる体制であるか
	1.各教員が当該教育課程の教員としての専門性に相応しい社会連携・社会貢献活動実績を自己評価する仕組みがあること	1)教員が自己の専門性に基づき実施した社会連携・社会貢献活動実績を自己評価できるか 2)大学として、専門性に相応しい社会連携・社会貢献活動を組織的に評価する仕組みがあるか
	2.地域の専門職の資質の向上にむけた社会連携・社会貢献活動が取り込まれていること	1)地域の専門職者の質の向上について大学側の取り組み方針があるか 2)上記方針に沿って、組織的に活動の発展に取り組んでいるか 3)上記の方針に沿って、当該課程の教員がそれぞれの専門性に応じた取り組みをしているか
	3.社会連携・社会貢献活動状況を外部評価する仕組みがあること	1)当該課程の教員集団の実績について、活動に関係のある外部者、専門職者からの評価を受けているか 2)社会連携・社会貢献活動について実績を公表しているか
7.2 FD活動 7.2.1 学部 7.2.1.1 看護学科 7.2.1.2 理学療法学科 7.2.2 大学院	1.当該教育課程に相応しい教育能力開発方針と実施体制を持っていること	1)教育能力開発は、組織としての方針があり、取り組み体制があるか 2)教育力向上にむけ、適切な回数の研修会、研究会を年間計画の中で実施しているか 3)FD活動が継続的に行なわれているか 4)教育能力開発のために使用できる経費が予算化されているか
	2.当該教育課程の教員のFDに関するニーズに即した組織的取り組みがなされていること	1)学科・研究科固有のニーズに合わせたFD活動であるか 2)当該課程の責任者の考えと教員の希望とを適切に取り入れたFD実施計画であるか
	3.当該教育課程の教育方法を充実させるための教員能力開発にむけて多様な方法による取り組みが、組織的・計画的になされ、実績をあげていること	1)研鑽が必要な当該課程教育の課題を計画的・意図的に設定しているか 2)授業評価に基づく教育能力向上を目指した取り組みであるか 3)教員の参加が得られているか 4)FD組織の活動を通じて、教員が当該教育課程の教育能力開発に主体的に取り組んでいるか
	4.当該教育課程の教員が総体的視野で教育活動に取り組む適切な研修を実施していること	1)当該教育課程に関わる教員が、課程全体の中での自己の役割や共同活動としての教育活動について認識を深める研修を行なっているか 2)看護学・理学療法学の学士課程教育における教養教育の位置づけが共有できる研修を行なっているか
	5.実習指導に関わる教員および実習指導者の指導方法の開発研究や、学生指導能力を高めるための取り組みがなされていること	1)教員が実践現場等での実践能力を維持・向上するための研修会の機会が組織的に準備されているか 2)臨地実習での学生の行動特性に適合させた教育方法の開発や研鑽をしているか 3)実習現場の指導者と密接な協力体制による教育開発のための組織的連携プログラムをもっている 4)実習指導教員に、教育課程全体の視野で捉えた指導方法を共有してい

2016年度看護リハビリテーション学部評価基準(案)

自己点検・評価項目	評価項目	評価の根拠
	6.参加教員の主体性に基づく評価が行なわれ、それによる改善措置の取り組みがなされていること	1)参加者による評価を組織的にしているか 2)実施後の評価に基づき、改善にむけた検討がなされているか 3)改善措置の取り組みがなされているか
7.3 自己点検・自己評価委員会	1.当該教育課程の自己点検評価体制組織をもち、機能していること	1)当該教育課程に対する自己点検評価組織が計画的に機能しているか 2)各種委員会活動との連携による組織的改善取り組み体制であるか 3)看護学・理学療法教育の中心となる教員が、自己点検評価委員会のメンバーであるか
	2.当該教育課程の教育活動に責任をもつ教員が参画し、主体的に改善しようとする組織であること	1)活動の実施者・責任者が入った主体性をもった組織であるか
	3.当該教育課程の独自の自己点検評価項目を設定していること	1)教育研究活動全体を通して、当該教育課程の社会的使命との関連で、自己点検評価主要項目が設定されているか 2)当該教育課程で、その時期に(年度)必要な項目を申し合わせているか 3)当該教育課程の発展を考慮した項目の設定か
	4.自己点検評価の実施計画を持っていること	1)当該課程での実施計画があるか 2)大学全体での実施計画があるか 3)将来計画とのかかわりにおいて中長期的実施計画、見通しがあるか 4)一定期間ごとに点検評価が実施され、改善措置が確認されるか
7.4 第三者による認証評価	1.当該教育課程の人材育成に関係する外部者からの意見・評価を受ける仕組みがあること	1)当該教育課程の人材育成・活動に関わる識見のある外部者、卒業者の雇用側の者などの意見を聴く仕組みがあるか 2)学外実習などの教育協力施設側からの評価・意見を聞いているか
	2.上記の外部者の意見に基づく改善措置ができていないこと	1)上記システムの評価意見に基づき改善措置ができていないか 2)指摘に基づく改善措置・改善計画があるか

「学校教育法施行規則第 172 条の 2」等に規定する教育情報の公表について

- → HOME > 教育情報の公表

[第1号関係]

《大学の教育研究上の目的に関すること。》

- 建学の精神他 → HOME > 大学案内 > 教育理念・建学の理念
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/message/policy.php>)
- 学部、学科の目的 → HOME > 大学案内 > 学部・学科・研究科及び専攻の教育目的等
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/direction.php>)
- 専攻の目的 → HOME > 大学案内 > 学部・学科・研究科及び専攻の教育目的等
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/direction.php>)

[第2号関係]

《教育研究上の基本組織に関すること。》

- 学部、学科の名称 → HOME > 学部・大学院
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
 - 専攻の名称、課程 → HOME > 学部・大学院 > 人文科学総合研究科 もしくは 看護学研究科
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/grad_human/)
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/grad_nursing/)
 - 学部、学科の定員 → HOME > 大学案内 > 基本情報 > 組織・教職員数・学生数 > 入学定員・収容定員
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/#information011>)
 - 専攻の定員 → HOME > 大学案内 > 基本情報 > 組織・教職員数・学生数 > 入学定員・収容定員
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/#information011>)
 - 教育研究上の基本組織概要 → HOME > 大学案内 > 基本情報 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- HOME > 学部・大学院
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
- HOME > 学部・大学院
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)

[第3号関係]

《教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。》

- 教員組織概要 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 組織内の役割分担 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 教員年齢構成 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 各組織関連携を図る体制、委員会 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 教員組織別教員数 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 男女別教員数 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 職別教員数 → HOME > 大学案内 > 組織・教職員数・学生数
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/>)
- 教員保有学位 → HOME > 学部・大学院 > 教員一覧
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/teachers/)
- 教員業績 → HOME > 学部・大学院 > 教員一覧
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/teachers/)
→ HOME > 社会連携 > 研究活動 > 研究活動一覧
(<http://www.konan-wu.ac.jp/contribution/research/academics/>)
- 教員専門分野 → HOME > 学部・大学院 > 教員一覧
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/teachers/)
- 教員担当授業科目 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)

[第4号関係]

《入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。》

- 大学アドミッションポリシー → HOME > 教育情報の公表 > 大学アドミッションポリシー
(<http://www.konan-wu.ac.jp/publication/>)
- 大学院アドミッションポリシー → HOME > 教育情報の公表 > 大学院アドミッションポリシー
(<http://www.konan-wu.ac.jp/publication/>)

- 学部、学科別入学定員 → HOME > 受験生の方へ > 入試情報 > 募集人員
(<http://www.konan-wu.jp/clover/admission/recruit/>)
- 学部、学科別編入学定員 → HOME > 受験生の方へ > 入試情報 > 入試制度 > 編入学試験
(<http://www.konan-wu.jp/clover/admission/type/transfer/>)
- 専攻別入学定員 → HOME > 学部・大学院 > 大学院入試
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
- 学部、学科別入学者数 → HOME > 数字で見る甲南女子学園 > 在籍学生数一覧
(<http://gakuen.konan-wu.ac.jp/data/student/index.html>)
- 学部、学科別編入学者数 → HOME > 数字で見る甲南女子学園 > 在籍学生数一覧
(<http://gakuen.konan-wu.ac.jp/data/student/index.html>)
- 専攻別入学者数 → HOME > 数字で見る甲南女子学園 > 在籍学生数一覧
(<http://gakuen.konan-wu.ac.jp/data/student/index.html>)
- 学部、学科別収容定員 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 専攻別収容定員 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 学部、学科別在籍学生数 → HOME > 数字で見る甲南女子学園 > 在籍学生数一覧
(<http://gakuen.konan-wu.ac.jp/data/student/index.html>)
- 専攻別在籍学生数 → HOME > 数字で見る甲南女子学園 > 在籍学生数一覧
(<http://gakuen.konan-wu.ac.jp/data/student/index.html>)
- 学部、学科別卒業者数・進学者数 → HOME > 就職・キャリア > 就職データ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/career/data/>)
- 専攻別卒業者数・進学者数 → HOME > 就職・キャリア > 就職データ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/career/data/>)
- その他就職状況 → HOME > 就職・キャリア > 就職データ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/career/data/>)

[第5号関係]

《授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。》

- 大学授業科目名 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学院授業科目名 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学授業の方法 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス

(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)

- 大学院授業の方法 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
- 大学授業の内容 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
- 大学院授業の内容 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
- 大学各回授業の計画 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
- 大学院各回授業の内容 → HOME > 学部・大学院 > 授業・シラバス
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)

[第6号関係]

《学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。》

- 大学成績評価基準 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学院成績評価基準 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学卒業認定基準 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学院修了認定基準 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学科目区分別修了必要単位数 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学院科目区分別修了必要単位数 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学授与学位名称 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
→ HOME > 学部・大学院(各学科ページ内)
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)
 - 大学院授与学位名称 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
→ HOME > 学部・大学院(各専攻ページ内)
(http://www.konan-wu.ac.jp/dept_grad/)

[第7号関係]

《校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。》

- キャンパス概要 → HOME > キャンパスマップ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/institution/map/>)
- 校地面積、校舎面積 → HOME > 大学案内 > 土地・建物(面積)
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/estate.php>)
- 施設、設備 → HOME > キャンパスマップ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/institution/map/>)
→ HOME > 図書館・施設
(<http://www.konan-wu.ac.jp/institution/>)
- 運動施設概要 → HOME > キャンパスマップ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/institution/map/>)
- 課外活動状況及びその施設 → HOME > 学生生活 > クラブ活動
(<http://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/activities/club.php>)
→ HOME > キャンパスマップ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/institution/map/>)
→ HOME > 学生生活 > 学生食堂・購買部
(http://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/student_support/refectory.php)
- 休憩を行う環境その他の学習環境 → HOME > キャンパスマップ
(<http://www.konan-wu.ac.jp/institution/map/>)
- 主な交通手段 → HOME > 交通アクセス
(<http://www.konan-wu.ac.jp/access/>)

[第8号関係]

《授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。》

- 大学学費 → HOME > 受験生の方へ > 学費等納付金・納付期限
(<http://www.konan-wu.jp/clover/admission/tuition/>)
→ HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 大学院学費 → HOME > 大学案内 > 学則 > 甲南女子大学院 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)
- 学生寮費 → HOME > 受験生の方へ > 学費等納付金・納付期限
- その他費用 → HOME > 受験生の方へ > 学費等納付金・納付期限

(<http://www.konan-wu.jp/clover/admission/tuition/>)

[第9号関係]

《大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。》

- 修学支援状況 → HOME > 学生生活 > 奨学金
(<http://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/scholarship/>)
- キャリア形成支援、就職支援状況 → HOME > 就職・キャリア
(<http://www.konan-wu.ac.jp/career/>)
- カウンセリング体制状況 → HOME > 学生生活 > 保健センター > からだの支援室・こころの支援室
(http://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/student_support/nurse.php)
- 留学生支援状況 → HOME > 国際交流
(<http://www.konan-wu.ac.jp/international/>)
- 障害者支援状況 → HOME > 学生生活 > アドバイザー制度
(<http://www.konan-wu.ac.jp/life/adviser.html>)
- その他支援状況 → HOME > 学生生活 > 保健室センター
(http://www.konan-wu.ac.jp/campuslife/student_support/nurse.php)

[その他の公開情報]

- 財務状況 → HOME > 大学案内 > 財務状況
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/finance.php>)
- 大学評価 → HOME > 大学案内 > 大学としての取り組み
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/>)
- 認可申請書・履行状況調査報告書 → HOME > 大学案内 > 大学としての取り組み
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/>)
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく機関内の責任体系及び窓口について → HOME > 大学案内 > 大学としての取り組み > 研究機関内の責任体系及び窓口について
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/action/>)
- 各学則 → HOME > 大学案内 > 学則
(<http://www.konan-wu.ac.jp/about/information/regulation.php>)

以上

資料17,資料18,資料19は省略